

第百九回国会 環境委員会 議 録 第三号

昭和六十二年八月二十一日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 林 大幹君

理事 小杉 隆君

理事 戸沢 政方君

理事 岩垂壽喜男君

理事 瀧沢 幸助君

理事 石破 茂君

理事 片岡 武司君

理事 金子 みつ君

理事 岩佐 惠美君

出席國務大臣

國務大臣 稻村 利率君

出席政府委員

環境政務次官 海江田鶴造君

環境庁長官官房 山内 豊徳君

環境庁企画調整 加藤 陸美君

局長 目黒 克己君

環境保健部長 長谷川慧重君

局長 長谷川慧重君

環境庁企画調整 加藤 陸美君

局長 目黒 克己君

環境保健部長 長谷川慧重君

局長 長谷川慧重君

環境庁企画調整 加藤 陸美君

局長 目黒 克己君

環境保健部長 長谷川慧重君

局長 長谷川慧重君

環境庁企画調整 加藤 陸美君

局長 目黒 克己君

環境保健部長 長谷川慧重君

局長 長谷川慧重君

環境庁企画調整 加藤 陸美君

局長 目黒 克己君

環境保健部長 長谷川慧重君

局長 長谷川慧重君

環境庁企画調整 加藤 陸美君

局長 目黒 克己君

環境保健部長 長谷川慧重君

辞任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

森 美秀君

河本 敏夫君

補欠選任

いたします。

その一つは、長官にお願いしたいのですが、大

気汚染と国民の健康、その因果関係を踏まえて環

境庁の責務というふうなものをどんなふうにか

ていられたいのか、お聞かせ願いたい。

○稲村國務大臣 先生の御質問でございますが、

環境行政は国民の健康保護を使命とするものであ

るとまず考え、あくまでも、国民の健康と生活を

守る立場から、時代の変化に対応した施策を進め

ていくことが基本であると考えております。

今回の公健制度の見直しは、現在の大気汚染の

状況、その健康への影響を踏まえ、制度をより公

正で合理的なものとし、今後は大気汚染による健

康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施

策を推進しようとするものでございます。また、

窒素酸化物対策などの大気汚染防止対策を一層強

化することとしており、国民の健康の確保に万全

を期してまいりたい、こういうふうに向うと考えて

おります。

○金子(み)委員 では、続けてお尋ねします。

今回の法改正を計画なさるに当たりまして、あ

らかじめ中央公害対策審議会に諮問をなさいまし

た。そして、その諮問に対して中公審からの答申

が出されておりますが、この答申と同時に、会長

の和達会長から別に会長談話というものを発表し

ていらっしゃいます、この会長談話というのは

大変意味が深く、そして非常に重要な内容を持つ

談話だと思っております。今、時間の関

係で一つ一つは申し上げませんが、みなさんおわか

りだと思っております。この談話を

ごらんになりました環境庁となさって、この談

話そのものをどのように受けとめられたのかとい

うことと、そして、その談話の内容を制度改正の

中にどう取り込まれたのか、あるいは取り込まれ

なかったのか、その辺を伺わせていただきたいと

思います。

○稲村國務大臣 お答え申し上げます。

昨年十月の中公審の答申に際しと連会長が談話

を出しておりますが、これは、答申を取りまとめ

るに当たり、一部の委員から指定解除について反

対あるいは時期尚早との意見があったため、これ

を明記するとともに、総会の総意を受けて今後の

環境保健に関する施策の実現、大気汚染防止対策

のより一層の推進等に万全を期するよう行政に要

請をしたものと受けとめております。

○金子(み)委員 わかりました。

そういたしましたら、その次のお尋ねは今回の

制度見直し、会長の談話もございましたし、その

ほか、前回の委員会などでも質疑が行われており

ますし、いろいろ問題の多い法改正でございます

けれども、環境庁とされては、この制度見直しの

結果環境行政は進展するというふうにお考えにな

っていらっしゃるのでしょうか。まさか後退する

とお考えになっていないとは思いませんけれども、

余り進展はできないのじゃないだろうかと思直に

お考えになっていらっしゃるのか、もしも進んで

いくものなのか、進展できるものなのか、どの程

度進展していくものなのか、進展できるものとお

考えになっていらっしゃるのか、その辺の考えを

聞かせていただきたいと思ひます。

○稲村國務大臣 今回の公健制度の見直しは、現

在の大気汚染の状況を踏まえ、先ほども申し上げ

ましたとおり、制度を公正かつ合理的なものとし

よう、こう考えたからでございます。これまで

の公害患者に対する個別の補償から、今後は地域

の住民を対象として、大気汚染による健康被害を

未然に予防するため、健康被害予防事業の実施等

総合的な環境保健施策を積極的に推進することと

しております。また、窒素酸化物対策などの大気

汚染防止対策も一層強化するなど、時代の変化に

的確に対応して環境行政を一層進展させていこ

う、こういうふうに向う強い決意を持って臨んでおり

ふうに制度的に割り切ったのだとおっしゃるの
はわかったわけですが、その割り切り方の
問題なんです。

そう割り切ったと出されたその割り切り方が、ま
あ考え方の問題だと思ひますけれども、随分大
ざっぱな考え方だと思ひました。この法律
が出されたのは四十九年ですか、その時代から考
えまして、こういう範囲の考え方です。割り切っ
ていけば発生する患者はほとんどふえるだろう、当初
の時代に想像できなかったくらいに患者の数はき
つとふえていくのじゃないかということが推察で
きるわけです。それは目算できなかったのかと
私は思っています。煙発生防止の努力
があつたにもかかわらず患者はふえています。患
者のふえ方が非常に多い。新規認定者は毎年九千
人もあるのです。資料によりますと、その九千人
の中で治つた方もいらつしやるし死亡なさつた方
もいらつしやるのとすると、差し引きネット三千人
といふことになる。これが今日のおお毎年毎年ふえ
ていっているわけです。私はこの増大ぶりは、こ
の決め方が大ざっぱであつたためじゃないか
といふ気がするのです。

法律ができてから五、六年後の昭和五十四、五
年頃から今日に至るまで患者が増大したその患者の
中身ですが、調べてないからわからないと思ひま
すけれども、一方でSO₂が下がってきています
から、患者が出てくるはずがないぐらゐに下が
つているとすれば、もう要らないと言へるぐらゐに
なつているとすれば、にもかかわらずネット三千
人ふえているといふことは、患者の原因がSO₂
でなくてNO_xに移行してきているのじゃないか
といふふうにも考えられます。その二つのどちら
もがぜんそく病の患者を発生させる原因になるわ
けですから、そういうふうにも考えないと初めの考
え方が大變に大ざっぱであつた。ところが、幸いば
い煙などの努力によつてSO₂の数字はぐつと低
下してきているという事実がありますから、それ
だけを見てこの法律を運用していらつしやるとい
うことになると思ひます。

ざいいます。それだけを見る限り、幸い下がつてき
たのだからこゝにはいいチャンスだといふことにな
るのではありません。だからといって一括廃止
をするのは非常に乱暴といふか、行政手段として
はきめが粗過ぎるのじゃないかと思ひます。いか
がでしょう。

目黒政府委員 御指摘の点につきましては、一
つは、なぜそのような割り切りを行ったのだらう
かといった当初の考え方があるかと思ひます。
今先生から御指摘がございましたように、発足当
初からこの制度においては割り切りを行つてい
るわけですが、患者の認定についての割り切りとい
うのが一つございました。もう一つは費用負担に
ついての割り切りといふことで、二つの割り切り
を行つてまいつたわけでございます。

まず患者の認定に関する割り切りといふことで
ございますが、これは今先生からも御指摘ござい
ましたように、大気汚染以外の原因でも発病する
ぜんそく等の患者につきまして、暴露条件とか居
住条件、あるいは指定地域内にとつた一定の
形式的な要件を満たして指定疾病にかかれば、
原因のいかんを問はずして大気汚染による患者
とみなして認定して補償を行つて、こういう一つ
の割り切りが御指摘のようになつたわけございま
す。もう一つは費用負担についての割り切りとい
ふことで、この補償をする場合の費用負担につ
いては、個々の汚染原因者を特定するといふこと
ではなくて、全国のばい煙排出者を汚染原因者とい
うふうになつて、その汚染原因者からその
地域及びその排出量に応じて費用負担する、この
二つでございます。

この割り切りを行いました理由は、第一番目に
ございいますのはその病氣自体が非特異的な疾病で
あるといふこと、つまり、原因がいろいろ多原因
であるといふこと、ぜんそく等につきまして、大気
汚染と個々の患者の発病との間に直接の因果関係
を明らかにすることが不可能であつたといふこと
が第一番目の理由としてあるものでございいます。そ
れから二番目は、都市や工業地域におきます著し

い大気汚染の原因者が不特定多数で、それが健康
被害の原因者であるかどうか特定できないという
困難があるのございいます。制度発足当初、非
常に激甚な著しい大気汚染、それからそれによる
患者の多発といふようなものを背景として、行政
的に制度として被害者の迅速な保護を図るとい
ふことでこの割り切りが必要であつたといふふう
に私どもは理解をしておるものでございいます。

それで、特に毎年新しい認定患者が出て九千人
といふことでございますが、これが疾病の多発と
いふことを証明しておるのじゃないかといふふう
なお尋ねてございします。また、NO_xとの関係
もあるのじゃないかといふような御指摘ござい
しますが、御承知のように、ぜんそく等の指定疾
病といふのは大気汚染以外にもいろいろ原因が
あるわけでございます。現在の大気汚染がぜんそ
く等の主たる原因とは考えられないといふ大前提
があるわけでございます。その大前提の中でた
だいま申し上げましたような割り切りをいたして
きたわけでございます。ぜんそく患者をすべて大
気汚染によるものとみなしておるために認定患者
が増加する原因が即大気汚染のみの影響である
といふふうに結論づけることができないのでありま
す。

なお、先生のお話の中にもございましたけれど
も、気管支ぜんそくの患者はこの十年間に全国的
に増加の傾向にあることは事実でございます。そ
の原因等につきましては、国民の健康の意識とか
医療水準の向上、あるいはアレルギー素因者の増
加とか、都市的な生活様式が拡大して食生活や住
居の環境等が變つてきたとか、高齢化が進んで
きたとかいふようなことが考えられておるので
ございします。そういう観点から私どもは、この専
門委員会報告あるいはそれを踏まえた中公審答申
等の内容から見まして、NO_xを含めて総体とし
ての大気汚染の中で、健康に及ぼす大気汚染の影
響といふものは主たる原因ではないといふ再々繰
り返しお話し上げておりますこの結論、そうい
うものからいってもこの制度の合理性が維持でき

ないという観点からこの指定地域の解除という
ところに踏み切つたのでございします。

金子(あ)委員 なかなか難しいことございま
すね。行政と割り切りとが果たしてうまくマッ
チするかどうかといふことは非常に難しいことなん
で、今御説明を伺つておりますと、割り切らなけ
ればならなかつたといひますか割り切ることにし
たと申しますか、その基本になつておるものは、
患者を認定することとそれに対する補償が出てい
る、こういうところにあるのじゃないかと思ひ
ます。しかもその補償は国が予算を取つて補償し
ておることではなくて、原因者負担でその補償を
賄つておるというところに割り切らなければ
ならなかつたといふ点があつたのじゃないかと思
ひます。それけれども、これはちよつと言ひ過ぎに
なるでしょうか。そうだとお思ひなさいとお考
へなさい。その点ちよつとおしやつてくだ
さい。

目黒政府委員 御指摘の点でございますが、こ
の制度発足当初の考え方の中に、当事者の間に、
煙を出す原因者である負担者側と実際に出てい
る患者さん、この両方のことを考え、あるいはこ
の原因がよくわからないといふことも考えた上で、
この大気汚染といふのは一定の地域だけに、例
えばどの工場というわけにもいかないわけござ
いまして、指定地域外も含めて、今御指摘が
ございましたけれども、極めて広範な煙を出す企
業全体が対応しなければいけない、またその補償
を行わなければいけない、そのような観点から、
この補償を行うには民事上の責任を踏まえた補
償、現行制度といつたようなものの形を當時とし
ては、いろいろな経緯あるいはたゞいま御説明申
し上げました割り切つたといふようなことから
したのでございします。

金子(あ)委員 納得はしませんけれども、事情
はよくわかりました。そういう考え方でも進んでこ
られたのだからこゝ今度も思ひ切つて一括廃止と
いふような割り切りもきつとできたのですね。そ
んなように私は思つております。

それでは次の質問に入ります。

一つわからないことがありますのは、大気汚染の現状というものは、いただきました資料を拝見してもわかりませんが、初め原因の主体であった二酸化硫黄の濃度の関係の変化、推移、それから二酸化窒素濃度の問題につきましても同じように変化が来ている。それと三つ目の大気中粒子状物質などの変化もある。この三つとは限りませんが、大体この三つが大気汚染の原因じゃないかと考えられているのだというふうに理解いたします。

この三つのものの動きを眺めてまいりますと、そういうものを根拠にして今度の法改正のもとがつくられたのだと思うのですけれども、そのことについて専門委員会の報告の中にそれがはっきりとうたわれているわけでございますね。「現在でも我が国の大気汚染は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び大気中粒子状物質の三つの汚染物質で代表しているというふうに言ってもいいと思う。我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目される汚染物質であると考えられる。」というの最近の情勢のことですね。そして、「現在の大気汚染が総体として慢性閉塞性肺疾患の自然史に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない。」これは専門委員会の御報告の中身になりますけれども、しかしながら、振り返ってみれば昭和三十年から四十年代では今のような状態ではなかったということを言っておられるわけですね。その当時は「我が国の一部地域において慢性閉塞性肺疾患について、大気汚染レベルの高い地域の有症率の過剰をもつて主として大気汚染による影響と考える状況にあった。」というの二酸化硫黄の問題を中心に取り上げていらっしゃると思います。「これに対し、現在の大気汚染の慢性閉塞性肺疾患に対する影響はこれと同様のものとは考えられなかった。」というふうに報告していらっしゃるの御承知のとおりです。

そこで、留意事項として「局地的汚染の影響」と「大気汚染に対し感受性の高い集団の存在が注目されてきている。」とつけ加えてあるわけですね。

ね。非常に重要な部分だと思えます。

こういう報告をおもひになつた、その結果として審議会は、作業小委員会でもその結果を受けとめて法律的、制度的に検討を行つて、そして總會を開いてその結果を環境庁長官に答申しておられますが、その結論が今申し上げたようなことを踏まえた上での結論なんだということになると思ひます。「現在の大気汚染の状況下においては、地域指定を継続し、又は新たに指定して、地域の患者集団の損害をすべて大気汚染と因果関係ありとみなし、大気汚染物質の排出原因者にその填補を求め、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱することとなり、よつて、現行指定地域をすべて解除し、今後、新規に患者の認定を行わないこととするのが相当と考える。」という結論を出していらっしゃるのです。

私が理解しにくいのは、初めに申し上げた今の大気汚染の状況、それから大気汚染と病気の関係を医学的立場から専門委員会が専門的に検討を加えた報告を出しておられる。そして大変重要な懸念事項もつけ加えておられる。こういうようなことが報告されておりますにもかかわらずどうしてこのような結論が出されたのだらう、なぜこういう結論に結びつくのかなというふうに思ふのです。こゝろ辺がどうも理解できない点なんです、そこをひとつ説明していただけないか。

○目黒政府委員 御指摘の点でございますが、これは一つは、先ほども御説明申し上げましたが、この専門委員会と作業小委員会の位置づけということも絡んでございと思います。先生の御指摘の点を踏まえてお答え申し上げますと、専門委員会報告が出た後の審議の経過は、専門委員会の報告を環境保健部会でまず伺つたわけでございます。そしてそれを受けて直ちに今度は作業小委員会をつくつたのでございます。この専門委員会の報告を検討するための作業小委員会のメンバーでございまして、環境保健部会のメンバーの中から医学及び法律等の専門家で構成しております。そこであらかじめ制度面からの検討を行う、こういう

うふうな仕組みにしたわけでございます。

次に、まず作業小委員会では、専門委員会の委員長から直接専門委員会報告の内容について説明を受けたわけでございます。その説明を受けた後、十分にそのほかについても検討を行ったのでございまして、またさらにこの専門委員会報告の結論あるいは各方面の御意見あるいは制度の基本的な考え方等のほか、制度の見直しに必要な事項、こういうものについてはほとんどすべてについていいような検討を行つてまいつたのでございまして。その結果を、環境保健部会の中に専門委員会のメンバーも入つておられるわけでございますが、その専門委員会のメンバーを含めました環境保健部会でさらにまた作業小委員会の結果を検討いたしました。そして一つの結論に到達したわけでございますが、その環境保健部会の報告の内容を、さらに大変重要な事柄であるということから總會を開きまして、広く委員の意見を聞くといったような慎重な手続を行ひまして、先ほど大臣からもお答え申し上げましたような会長の談話が出るというふうなことも含めまして答申に至つたというところでございまして、まず極めて専門委員会報告を含めて慎重に検討を行ったという経緯がございまして。

それから、次にこの内容でございますけれども、今先生がお話しになりました内容の中で最も取り上げましたものは、現在の大気汚染は健康に何らかの影響を及ぼしている可能性というのはいくつかの点でございまして、先ほど申し上げたように、二酸化硫黄、二酸化窒素、大気中粒子状物質の三つの汚染物質が特に注目される汚染物質であるというふうに思ふのです。こゝろ辺がどうも理解できない点なんです、そこをひとつ説明していただけないか。

の変化をずっと追つてきて、その結果その原因ではなくなつたというふうに解釈をして認定と補償とを切り離す、こういうふうになつたのだと思うわけですね。そういうふうに見てくれば、それはそれで一つの考え方は成り立つと思ふのですけれども、実際問題としてはそれだけでは足りないのです。今御説明にもありましたように、必ずしも二酸化硫黄だけの問題ではないということが事実として証明されているわけでありまして、これからまた新しい患者が発生するということは当然考えられることですね。ですから、その新しく発生してくる患者の問題をどうするかというのは次の大きな問題だと思ひます。それは後ほどまたお尋ねさせていただきますが、そういうことがあるということをやはり考えの中に入れておかなければならぬ、むしろそういうこれから発生してくるような患者があつてはならないというのが本当の行政の目的だと思ひます。ですから、発生させないためにどうするかという問題なんかがこれからの重要な問題になるだらうというふうに思ひます。これは次の問題としてお尋ねすることにいたします。

私が次にお尋ねしたいと思つておりますことは、この制度を改正するに当たつて地方自治体の意見を聞かなければならないということになっております。環境庁は地方自治体の意見をお聞きになつた。そしてその意見をずっとおとりになつて、それに対する考え方も答えていらっしゃるようです。この地方自治体から返つてきました自治体の意見、五十一自治体の意見書というものなんです、これはそれらにもおありになるでしょうから一つ一つ申し上げなくてもいいと思ひますけれども、全く反対だという自治体が二十一自治体あるわけですね。同意できない、適切でない、納得しがたい、全面解除を前提としない、賛意を表することはできないといふいろいろな言い方があるわけですね。

具体的には「二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準が未達成で、なお改善を要する状況にある。環境基準が達成されるのを待つて解除を行う

べきではないか。」というふうな意見もあつてお
ります。あるいは「窒素酸化物の健康影響を十分
解明しないまま、指定解除の結論を急いだように
見受けられる。」いろいろな言い方があるわけで
ございますが、反対の意見が非常に強い。それから
慎重論というのもあるわけです。慎重に検討して
もらいたい、慎重な対応が望まれるというふうな
言い方もあります。わずかに六団体だけが条件を
つけてやむを得ないという意見書を出している。

こんなふうに五十一団体のうちの六団体だけが
まあしょうがない、条件をつけて賛成しようじや
ないかというふうな意見を出しているというふう
なことでもございます。ほとんどの自治体、九〇
％ぐらいまでが反対だというふうな自治体の反
意見を押し切つてまでもやらなければならなかつ
た理由があるに違いない。反対意見は自治体だけ
ではなくていろいろなところからも出ていること
は御承知だと思います。特に環境庁が意見
を求められた自治体からこういう回答と申しま
すか意見として出てきているというところにつ
いてはどういうふうにお考えになりますか。細かいこ
とはまた後ほどにいたしまして、そういうことにつ
いて、環境庁はこれも割り切つていかれるわけ
ですか。

○目黒政府委員 地方自治体の意見を聞くとい
うことは、これは私も公健法の二条四項に基づ
いて地方公共団体の御意見を聞いたわけござい
ます。この地方自治体から意見を聴取するという趣
旨でございますが、これは単純に自治体の賛否を
とりまして多数決で物事を決するということでは
ないでございます。関係自治体の意見を参考
にいたしまして制度を適正に運営するためのもの
であるというふうな理解をいたしているものでござ
います。したがって、環境庁といたしましては、
広範な内容を有します自治体の意見について
も、結論だけではございせん、その御意見の
背景となつた理由あるいは状況等も含めまして十
分に検討をいたしましたところでございます。

それで、今回の意見聴取につきましては、今先

生からもお話がございましたけれども、大都市の
地方公共団体を中心といたしまして、大気汚染に
ついてはなお改善を要する状況にあること及び窒
素酸化物等の健康影響についての科学的な解明が
不十分であること等の理由から、指定地域の解除
に対して慎重な対応を求める意見が多く見られ
ました。新たな健康被害の予防事業あるいは大気汚
染防止対策といったようなことについても非常に
強い要望が寄せられたわけでございます。私も
も、この御要望あるいは御意見等を重要な御指摘
と受けとめまして、健康被害の予防事業の実施
等々の先ほど申し上げました環境保健施策とい
うものを実施いたしますとともに、大気汚染防止
対策を一層強化することにより万全を期したいと
いうことを行つてまいつているところでございま
す。

○金子(み)委員 地方公共団体のいろいろな意見が
出ていることについて今御答弁ありましたが、私
は、その中でも東京都が複合大気汚染健康影響調
査というのを実施されて、そしてその実施に基づ
いて意見を出されたというふうな理解しているわ
けです。そこで、この東京都の調査の問題と絡め
て、関係して幾つか質問をさせていただきたいと
いうふうに思っています。

作業委員会のお話も今出ましたが、昨年十月六
日に作業委員会がつくった答申の原案が環境保健
部会全体の確認をとれなかったというところを、こ
れは新聞記事で見たんです。それはなぜだろ
うというふうな考えましたら、それは専門委員
会、これは先ほど来御説明ありましたので詳しく
あれを申し上げませんが、この専門委員会が環境
保健部会でこのようにおっしゃっているみたい
なんですね。というのは、報告の結論部分では、最
近の大気汚染は二酸化窒素と大気中粒子状物質が
特に注目される、専門委員会ではそのように言っ
ているのにこれを省略しているなど、専門委員会
報告の引用の仕方がおかしいんじゃないか。それ
から局地的汚染のひどい沿道地域を簡単に解除し
ているけれども、これは窒素酸化物を無視してい

るとしか思えないというふうなことを含めて鈴木
委員長がかなり強く、自分たちが研究した報告の
引用と理解が間違っていると批判なさつたので、
それを受けて報告をされた作業委員会の答申原案
は認められなかったと申しますか、確認をとれな
かったんだというふうな考えられるんですけれど
も、そういうことはあるんですか。

○目黒政府委員 御指摘の作業委員会の答申原案
と申しますか作業の一つの過程でございますが、
一つのものについて部会の全員の合意を得られな
かった云々というふうな御指摘と受けとめてい
るわけですが、部会の各委員がどのような考えで御
発言になったのかということについては、それは
それぞれの先生方のお考えがあらうというふう
に私も承知しているわけでございます。また鈴木
先生がどのような御発言をされたかというふう
なことににつきましては、この審議会の中でそれがど
のような発言をされたかというふうなことにつき
ましては、この審議会の公正を図るというふうな
観点から、どうであつたというふうなことについ
てはお答えを差し控えていただきたいという
ふうな思つておりますので御理解を賜りたいと思
つておるのでございます。

会長の談話にもございますけれども、もちろん
いろいろな御意見がその中ではあつたんでござ
います。その中の総意としてやはりあの答申案で
いこう、こういう答申の内容でいこうというふう
に決まつたわけでございます。先ほど来その経緯
とか手順といったようなものについては御説明申
し上げましたので差し控えていただきますが、
が、いずれにいたしましても鈴木先生、いろいろ
御指摘のような点があつたかなかつたかというよ
うな点を含めて差し控えていただきたい。し
かしながら総意としては、とにかく皆様方の御意
見としてあのようになつたものといたすというふう
に私も御理解をいたしているところでございます。

○金子(み)委員 引き続き同じ問題に関係する
のですが、専門委員会の中で私は一つこ

わることがあるのです。ずっと報告していらつし
やる中身、それでわかるのですが、一番最後に留
意事項というのをつくらつていらつしやるでし
う。私はこの留意事項というのにひどくこだわ
るのですけれども、なぜ留意事項にされたんだろ
うかということが非常に気になつておりました。本
来ならば留意事項なんということにしないで本文
の中に、本論の中に入るべきものだったのではな
いかなと思つたりするわけです。これを留意事
項にされた理由というのがわからなかつたので
が、いろいろ調べてみましたらこういうこと
うでございます。

これは東京都の調査と絡んでくるのでござい
ます。私はここからそのことを考えつくんです
けれども、四月八日、専門委員会は報告をまと
めて公表しました。同じ日に引き続き環境保健部
が開かれたわけですね。その席上で鈴木委員長が説
明をしておられるわけですね。委員会の報告を。そ
してその説明をしていらつしやる報告の中でこ
ういふことがあるんですね。今まで大気汚染対策と
いうのは面として考えてきたけれども、こま
来たら重点的な問題、例えば線なりポイント、点
なりという面で細かい配慮が必要になつてくるん
じゃないかというふうな忠告していらつしやるの
です。それについて専門委員会報告では、「局
地的汚染」という言葉を使った。それが留意事項
の中に入ってくるわけですね。「局地的汚染」とい
う言葉であらわしておきまして、そういう「局
地的汚染」の影響は非常に考慮を要します。た
だ、私たちはその資料を持っていなかった、細
かい資料を持っていなかった。で「局地的汚染」と
いう言葉を使ったのですというふうな言つてお
られるのです。私たちはその資料を持っていな
かつたということなんですけれども、それは専門委
員会でそれをなさつたということではなくて、ここ
で言つていらつしやるのは東京都の調査のことを
意味しておるというふうなわかるわけです。

東京都は環境庁の依頼を受けて、複合大気汚染
健康影響調査検討委員会、こういうものを設置さ

れて、そしてずっと検討をしてこられた。そして、このことについては五十三年から五十九年度にかけて調査を進めてきて、症状調査と疾病調査と患者調査と死亡調査と、基礎的、実験的研究という五つの分野に分けて、主として幹線道路に關した調査研究を行ってきた。六十一年三月には報告書がまとまっておりますということなのですが、この専門委員会が報告を環境保健部会に出されて、そして専門委員会を終了したのは四月のうちなんです。それでこの東京都の報告はまだその検討時点では届いてきていなかった。それでその検討委員会の東京都の報告、ですから私は、鈴木委員長がここで言外に含めていらつしやることは、資料を持たなかったということは東京都の資料を見ることができなかったということなんだらう、私はそう推察したわけです。

東京都の資料というのはその後環境庁へ出てきているのですね、五月に出てきている。三月にできているのになぜ五月に出てきているのか、その辺のことは東京都の手續の問題であるのかもしれないと思っておりますけれども、新聞なんかによりますと、環境庁が東京都に圧力をかけて、報告はおくらせてくれよと言われたというようなことが新聞報道では出ています。これを一〇〇%信用するかどうかというのは別問題ですけれども、そんなことがないこともないのかなと思ったり、いろいろ勘ぐったりもいたします。というのは、もしこの報告が早く出てきていて、専門委員会がそれを検討することができたならば、専門委員会の報告の内容は変わっていたかもしれないというふうに考えられるからなんです。そうするともっと充実したと申しますか、キーポイントに触れた、琴線に触れた報告ができていたんじゃないだろうか。留意事項として残さなければならなかった、あるいは「局地的汚染」という言葉で表現しなければならなかったという専門委員会の悔しさというのか残念さがここに出現するような気がするのです。私はその点は非常に残念だった、遺憾だったと思う。

どういう関係で、手違いか知りませんが、専門委員会というものがあるのだから、その専門委員会に重要な専門的な資料を検討させるべきだったと思うのですね。ところがそれをやってないので、むしろその専門的な資料は専門委員会に出されないと、その後開かれていた作業委員会の方へ出されている。作業委員会は、さっき御説明もありましたけれども、作業委員会の中に科学者は一人しかいませんよね。一人入っていらつしやることは見ましたけれども、でも彼は公害の専門家じゃない、疫学の専門家でもない行政官です、公衆衛生の医師ではありませんけれども。そういうふうに私どもは理解しますが、そこへ出されて、そして結論が出されてしまったということはいかにも残念だと思います。常識から考えても、こういうものは専門委員会があるのだから、専門委員会が一応報告を出した後だったかもしれないけれども、そういうときは別にもう一遍開かしてもいいんじゃないですか。そして専門委員会の意見を得て、作業委員会がそれを制度的にあるいは法律的に考えて報告を出すというふうにするべきであつたんじゃないかなと私は思いました。

そしたら、やはり同じようなことを思っている方があるのですね。東京都の調査委員会の座長をやっておられる吉田亮先生、この先生は千葉大の医学部長さんです。この千葉大の医学部長さんが、御自分でおっしゃっているのは、ですね。この先生がおっしゃっていることは、東京都の「健康影響調査」は、三酸化窒素・浮遊粉じんを中心とする複合大気汚染の人体への健康影響をかなり明白に示唆したものである。

中公審報告には、「専門委員会報告は午後現時点に至るまでの間にも、更に、大気汚染と健康被害との関係に関する知見について、東京都における複合大気汚染健康影響調査等新しいものが出てきているが、それらの知見を考慮しても専門委員会の結論として示された現時点での大気汚染と健康被害、特に慢性閉塞性肺疾患との因

果関係の評価を変えるものではないと判断される」とあるが、

ここでだれが判断したかということをおの吉田座長は懸念していらっしゃるのです。というのは、作業委員会の中に、東京都のこの純粹に専門的な資料を検討し、解明し、評価して判断できる人がいたのだからという疑問が吉田先生の頭の中にはあるわけですね、おかしいぞ、だれが判断したんだと。非常に強く指摘をしていらっしゃるようですよ。

こういふような人間の健康に深いかわり合いを持つ公害問題を担当し、先ほど冒頭に大臣が人間の健康を守り促進するための環境を、状況を改善していく仕事をするとおっしゃっていらつしやいます。その立場から考えたら、基本になるのはやはりこういった専門的な、医学的な、科学的な資料だと私は思うのですよ。それを、こんな立派な資料があるのに活用できなかつたというのは本当に残念でなりません。それだけじゃなくて、それを活用しないで、言葉は悪いですけどもネグっちゃつたわけですね。無視したというのでしょうか、そういうふうにしに受け取れない。これは、この吉田座長の発言を読んでみても、いかにも吉田先生は残念だと思われたでしょうし、残念どころのものじゃなかつたんだと思うのです。そういう態度では最初の大臣の御発言の意図には沿わないですね、こういうことをやつたんでは。私は全く同じ考え方をここで持ちます。確かにこのとおりだと思うのです。こういうことは絶対にあつてはならないと思うのです。

なぜこういうことをしてしまつたのか。私は常識ある役人だつたらこんなことはしないはずだと思ふのですが、強い圧力が何かがかかつてきて、それがこのような結果になつてしまつたのかもしれないとすら憶測をいたします。そんなようなことがあつたのかなかつたのかもちろん知りませんよ。ですけれども、あつてはならないことだと思ひます。大臣の御発言から考えて環境庁がそんなことをするはずはないと思ふのにこういう結果を

出してしまった、なぜそういうことになったの
 ろうか、私は大変に残念でなりません。

ですから、こういうことを考えますと、やはりこの制度は、都道府県の意見も九〇%以上反対しているし、それから沿線の住民ももちろん反対しているし、それだけではなくてお医者さんたちも反対していらつしやるし、弁護士さんも反対しておられるし、いろいろ反対している人たちが多くて、これをこのままいかせたら大変じゃないかと、言っていらいつしやる方が多いその中で、あえていくその意味は何ですか。私はこの際環境庁は勇氣を持って、割り切つてという言葉をよくお使いになります。ここでこの制度は今回はもう一遍見直すために据え置いて、改めて再検討するということをお持ちにならないでしょうか。ぜひそれやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

〔委員長退席、戸沢委員長代理着席〕

○目黒政府委員 この東京都の調査の件、それから留意事項の件等含めましてお答えを申し上げます。

まず第一に、この専門委員会報告で局地的汚染を留意事項とした理由、これはもう先生もおっしゃっておられますけれども、専門委員会報告で検討の対象としたものは、主としてこの大気汚染の人口集団への影響ということをやったので、これはもう再々御説明申し上げておりましたが、この局地的汚染、これは沿道等ということも当然主にかけておられるわけでございましたが、こういう局地的な汚染の影響について科学的な知見が十分でない、やはりこれを今後調査研究していくべきだろう、沿道の問題というものを科学的知見の立場からも非常に強調したいという趣旨で留意事項とされているというように私どもも理解をしているわけでございます。

この中央公害対策審議会の答申では留意事項を配慮していないんじゃないかということにつきましては、先ほど来、また先般も御説明申し上げましたように、局地的汚染の問題については研究とか

調査とか、あるいは大気汚染防止対策等々行っているのをごさいます。

それで問題の、先生が御指摘になりました東京都の調査の点でございいます。この東京都の調査につきましては、これは先生御承知のように五つの調査から成っておりますが、この東京都の調査の中間報告、これはもう専門委員会でも取り上げておたのでございいます。いろいろ御議論もいただいております。また、この東京都の調査には環境保健部の数人の専門家がかわつておたことも事実でございいます。また、この部会の中には、先ほど来申し上げているように、四人の専門委員会の委員の先生も兼任といひますか、部会の先生で専門委員会の先生になつていらっしゃるわけでもございいます。こういう先生方が御議論をいただいたのでございいます。この先生方が科学的な知見等々を総合いたしました。答申の中にもございいますように、東京都の調査自体については、特にこの結論を変えるものではないという趣旨のことで答申にも触れていられるのでございいます。

東京都の調査につきましては先般も御審議をいただいたのでございいます。五つの調査から成っているのをごさいます。この東京都の専門委員会では、大気汚染と健康被害との関連を示唆するといったようなことについてはございいますけれども、因果関係という点については未解明な部分が残っているの、なお研究、検討を加える必要があるという趣旨のことが行われているのでございいます。このようなことをすべて総合いたしました。先ほど来申し上げておりますように、この環境保健部では専門委員会の先生方も含めて御検討をいただいた結果、答申に盛り込んだという経緯でございいます。

また、御指摘のような圧力云々という点とについてはございしません。むしろ専門委員会の先生方の中でのいろいろ御審議を慎重にいただき、科学的な知見を踏まえ、かつ科学的な知識を有する先生方が十分入って御審議をいただいたものと

いうように私も理解をしているところでございいますので、どうぞ御理解を賜ればと思つていところでございいます。

○金子(み)委員 圧力みたいなものはあつてはならないことですから、なかつたことは結構なことだと思ひます。

そこで、引き続きなんです。どうもわからないことが幾つも出てくるのです。その一つは、今の局地的汚染に関連することなんです。中公害の客申の中に局地的汚染について触れている部分がございいます。その部分では、「専門委員会報告は、主として一般環境の大気汚染の人口集団への影響について検討しているが、これよりも汚染レベルの高い局地的汚染の健康影響については、考慮を要すると述べている。」確かにそうですね。そこで「専門委員会報告において局地的汚染の内容は具体的なには述べられていないが、これは述べられなかつたのです。資料がなかつたから。」一般環境より明らかに汚染レベルの高い所としては、例えば一部の幹線道路沿道が挙げられる。しかしながら、局地的汚染の健康影響について評価を行うには、科学的知見が十分ではなく、留意事項とされているものである。このため、調査・研究及び大気汚染防止対策を一層推進するほか、後述する健康被害防止事業について、これらの地域も対象とすることが適当である。」そこで、一部の幹線道路も含めて指定地域のすべてを解除してしまつていふことなのですが、「することが相当である。」というふうに書かれていられるのです。その辺がよくわからない。この幹線道路の問題は留意事項として述べられて付加されているわけですが、それをもういったものを改めて今度解除してしまつたということ、言うなれば、一切ひっくり返して全面解除ということにしたいであらうという意味なのではうか。そういうふうにとれるのですが、随分乱暴だと思ひます。そういうふういふ方をしておられるのです。それはそういうふういふに解釈してもいいわけではうか。

○目黒政府委員 御指摘の点は、沿道についてNO_x等も含めてちゃんと考慮して検討した上で、

私どもがとつていふような結論に到達できるのかどうかという趣旨に私も受けとめたわけではございいます。この専門委員会報告でも、先ほど来御議論いただいておりますように、一般環境よりも汚染レベルの高い沿道等、こういうものは考慮を要するということで留意事項としてまず指摘はされておるのでございいます。しかしながら、現在の科学的知見によつてもこのような地域を制度の対象として補償給付を行ふべきとは判断できない。したがつて、このような状況下において沿道の指定を行うことは妥当ではないと考えるというのが答申に出ていられるわけではございいます。

それで、この考え方は、先ほど来申し上げておりますように専門委員会報告をつくられた専門委員の先生方、東京都の調査にかかわられた先生方あるいはこれまでの科学的知見等々を総合して、全国を含めて総体として現在の大気汚染では主たる原因とは言えない云々という考え方をすべて基本にいたしていただいております。そういう中でも今後の研究課題の一つとして留意事項として述べられている、こういうふうにも私も理解しておりますのでございいます。したがつて、私もNO_x等を踏まえまして、科学的知見が十分に入つた結果の結論であらうというふうに理解をしていられるのでございいます。もちろんNO_xあるいは沿道対策等につきましては、答申でも指摘を受けておりますように、総合的な対策あるいは予防的な対策、予防事業といったようなことで私もその対策に十分取り組んで努力をしているところでございいます。

○金子(み)委員 この答申の中に出てくることで理解のできない点がもう一つあります。それは、今こういう状態だからこういうふうにするという結論を出してやります。ところが、大気なんというものはいつも同じではありまじから変わつていきます。大気の状態が変わつていく。それで「再び著しい大気汚染という事態を引き起こされる」という懸念も完全には払拭できない。」そのとおりだと思ひます。「したがつて、常に大気汚

染と健康影響の状況を監視し、そのような事態を避ける努力を行うとともに、万一不幸にもそのような事態が起これば、直ちにそれに対応した行政措置を採り得るようすることが必要である。」というふういふに答申に言われております。

また、これと関連すると思ひますが、前回、岩垂委員が質問されたことに對する環境庁の御答弁でしたけれども、もしそういうようなことがあつたら、将来発生が著しくなつたときは再び地域指定を行うこともあつたという御答弁がありました。それはまた随分矛盾した、今、今後も懸念があるということを頭の中に置きながら今回一挙に廃止するというのは、何か非常に理解に苦しみます。今後そういうことがあるかもしれないと思ひます。ただ、それが起こつたときには今廃止したものはまたもう一遍指定することがあり得るというふういふことになるのでしよう。だといふことは、大変に複雑だと申します。矛盾していると思ひます。何か考え方が一貫してない。そういうことは非常に不安だと思ひます。そこら辺はどういうふういふに理解したいのですか。

○目黒政府委員 前回岩垂先生にもお答え申し上げたところではございいます。地域指定の解除と申しますものは、現在の大気汚染のもとでは本制度の合理性が失われたために行つたという、前回から申し上げてきたことではございいます。将来万一大気汚染の状況が悪化した場合にはやはり地域指定は再度行つたというふういふに答えて申し上げたわけではございいます。これは、この制度発足当初は非常に激甚な大気汚染の状況下にあつたことは事実でございいます。それが非常に態様の変化、特にSO₂の濃度が低下したといつたようなことを含めまして現状のような大気状況になつてきたのでございまして、私も、万一千三十年代、四十年代のような非常に激甚な汚染がまた再び生じた場合には、これに對しては万全の策をとるといふことから、やはり将来悪化したときにはもう一度指定もあり得るといふ趣旨で答えて申し上げたわけではございいます。

この点は中央公害対策審議会の答申の最後の方にも触れておられるわけでございまして、この制度については今私が申し上げた趣旨のことが書いてございまして、この制度はこのような事態が生じた場合に備えて速やかに対応できるように今後ともこの制度そのものは存続していくべきだ、こういうふうな考えでおられるわけでございまして、そういう状況に備えてこの公健法制度そのものを存続しているのだという趣旨を酌んで私もそのように判断をしたのでございまして。したがって、地域指定を解除し、あるいはまた制度を廃止し、あるいは将来方一の場合に備えてまたこの指定を行うということ、いつでも大気汚染の状況というに因連してくるものというふうに私も理解をしております。

○金子(み)委員 それはそれなりにわかりますけれども、でも、それだったら、また起こったらまたやるという行政のあり方というのは、どうも行政のあり方としては適当ではないと私は思うのです。それだったら、今回一挙に全面解除などというにしない、段階をつけるとかあるいは部分的にするとか、何か方法があったのじゃないかなと思えますけれども、あえてこうなってきたというのは、やはり経済的側面を全面的に持っている加害者、企業ですね、これに免罪符を与えて、とにかくここで一遍、たまたまSO₂が下がってきたのだからいいチャンスだ、これ以上続けていったらどこまで費用がかかるかわからないからもうこの辺でとめたいというような気持ちもあってかどうか知りませんが、とにかくここで打ち切りをして、そして、逆算してその理由づけをつくり上げたみたいと考えたらちよっと言い過ぎでしょうかね。何かそこら辺はそんな気がするのです。

指定をするときにはあんなに緩慢な大ざっぱなとらえ方を指定地域をつくらせて、その中にいる人はみんな対象になるのだといって大盤振る舞いをして進めてきたらば目算が違っちゃって、どんどん費用は上がるばかりで企業はとて大変

だ、これ以上続けていたらどうしようもないというふうなことがあって、たまたまSO₂が下がってきた、努力のいかいももちろんあったのですよ、だけれども下がってきたからいいチャンス、ここでひとつやらなければ、これ以上続けられたら企業が大変だというふうなこともあったのじゃないかなと私も勝手な想像をいたします。そんなふうなこともあって、ここですまたその思い切り方がすごく大胆で、一挙に今度はやめちゃう。やる時は一挙に全部やり、やめるときも一挙に全部やめちゃう。私は行政としてもやりにく

いだろうと思うのです、こういうやり方は。ですから、きつと環境保健部長なんかは専門的な立場から考えればともじやないが本当にやりにくくてしょうがないということだろうと思いたすが、そういうふうにあえてしなければならなかった。これは、やはり加害者負担の進め方であった結果こういうことになってきたのじゃないかなというふうに思います。よかったですか悪かったですかということは判断していただきたいのですが、理由は逆算してつくり出したのだというふうに考えられるのです。そうでなかったら余りに乱暴です。そうでなかったらともじやないが大変だろうと思うのです。

そんなふうな考えていますけれども、再び状態が変わったときにはもう一遍やるといって考えも持っていないからもう一遍やるといって進めていかねければならぬけれども、それより前にやめることの方を考えた方がいいのじゃないかな、こう思っています。申し上げているわけでございまして、大変に答弁がしにくいけれども、それ以上申し上げるにすべからぬ私には考えられないのです。ですから、環境庁とされてはやりにくくておられるだろうという考えももちろん持ちますけれども、この際はどうかこれは抑えたいものだと思いますので、そういうふうな申し上げたわけでございます。

【戸沢委員長代理退席、委員長着席】
○目黒政府委員 御指摘の点についても当委員会でも何度か御審議をいただいた点でございます。

審議会あるいは各段階でのいろいろな判断の中で出てまいりました最大のひとつのことは、現状の大気汚染というものは原因者と、それから補償を受ける被害者といえますか健康被害を受けた方、こういう方々のはっきり主たる原因とは言えない、因果関係が確立できない。この制度を公正にするためには、補償するという観点から、やはりこの原因者と被害を受けた方々といったようなところをはっきりした因果関係が必要なのでござい

わらないで発生してくるだろうというふうな考えられます。そういう場合に、前と同じような状態になったらまた新しく指定をするというのが先ほどのお話の中に出ていたわけですけれども、私はむしろ前と同じような状態になることを恐れますから、そういうふうな状態にしないために予防事業と申しますか、今部長おっしゃったように地域全体に対する対策を立てなければいけないと考えるわけでございまして、そのためにはどういうことを計画していらっしゃるのだからということが一つです。

また、この大気汚染に対して健康被害が懸念されるというふうな面もありまして、この辺につきましましては予防的な観点から予防事業を実施する、あるいは調査研究を推進する、あるいは環境保健サーベイランス・システムを構築するといったような総合的な施策を行ってきているのでござい

○目黒政府委員 まず、先生御指摘の予防事業、これからの事業でございますが、これを私ども通称新事業というふうに呼んでいるわけでござい

○金子(み)委員 そこで、方向をちよっと変えて別の質問にいたしますが、これからの問題です。指定を解除するまでの問題はいろいろまだ残りますが、一応そこで打ち切りまして、指定を解除した後、先ほどもちよっと触れましたが、患者が変

来申し上げましたことによりまして、国や地方公

共同体が現在行っており、ものにさらに補充してより効果的なものにするといったような観点から、大気汚染による健康被害を予防しようという目的で行っている事業なのでございます。

その内容でございますが、この事業は、人の健康に着目いたしました環境保健事業と、環境そのものに着目をいたしました環境改善事業の二つに分かれるのでございます。これはいずれもこの前提としておりますのは、一つの地域の全体の人口集団を対象として行うという先ほど申し上げました中公審の趣旨からこの事業を行っていただくのでございますが、まず第一は、大気汚染の健康影響等に関する調査研究ということでございます。それから第二点は、医師とか保健婦等による呼吸器疾患に対する相談とか指導あるいは疾病予防のための健診といったようなものがあるものでございます。それからもう一つは、大気汚染等の影響によって起こってくる指定疾病等の患者さんが医療にかかっておられるわけですが、この医療の呼吸器の外来の整備充実といったような内容、三つの大きなポイントがあるのでございます。それを行いますためにさまざまなことを考えておったわけでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、例えば健康診断等につきましてはある種の検査をするとか、あるいは身体的な健康影響ということについてどういう状況であるかというふうな御心配の方々に對して、どのようなものであるか、あるいはどういうところで治療を受けたらいいとか、あるいは具体的な内容等々によって具体的な方向を相談に乗ってあげるといふいわゆる相談指導的なもの、こういうものが一つの大きなポイントになっているのでございます。このほか細々としたものとしたしましては、先ほど医療機関の外来の整備というふうに申し上げたのでございますが、外来の整備のほかには例えば機能訓練事業というふうなことも行う予定でございます。あるいは気管支ぜんそくの児童等を対象としたしまして、療養上有効な水泳訓練あるいは音楽教室といったようなものもこの

事業の中で行ってまいりたい、このように考えているわけでございます。

それから環境改善の事業でございますが、これはあるいは大気保全局長の方から細かなことが続いているかもしませんけれども、例えば交通公害防止のための計画づくりとか、低公害車の普及促進等々、あるいは環境の質自体を健康被害を引き起こす可能性のないものにする研究や計画の推進、こういったものがあるのでございます。このような新事業を対象とする地域を管轄いたします地方公共団体が、今大ざっぱに申して申し上げますけれども、そのほかにプールの整備といったものも含めていろいろメニューがあるわけでございます。そのようなものの中から適当な事業を選択して実施していただく、それに対して助成を行うという考え方をいたしておるのでございます。この事業の性格はこの法律改正案の中にも明記してあるのでございますが、いわゆる四号関係の業務あるいは五号関係の業務というふうな二つに分けて考えることもできるのであります。一つは協会自体が行うものでございまして、もう一つは先ほど申し上げたような地方公共団体が協会の助成を受けて行うものでございます。

続いて費用負担について局長の方からお話を申し上げます。後でまたサバイランス・システムについて御説明申し上げます。

○加藤(隆)政府委員 基金ができて事業が行なえるかというポイントについて私の方から御説明させていただきます。

結論から申し上げますと、事業は必ず行なえます。まさに今回改正法案を出してある目的の一つがそれでございます。今回御審議をいただいで成立しました際には必ずこういう事業を行わせていただく。もちろんそのためには、五百億の規模を考えておるわけでございますが、この基金が特殊法人の中に設立されなければならないわけでございます。この点につきましては、関係方面は協力するという合意を既にまとめておられる旨の報告を受けております。

○目黒政府委員 続いて、サバイランスのことについてお答え申し上げます。

このサバイランス・システムにつきましては、先生御指摘のように、中公審の答申を踏まえて私も実施することとしたしておるわけでございます。このサバイランス・システムと私どもが考えておりますのは、長期的に予測するといったようなことで、まず一つの地域の人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的にかつ継続的に観察していく、そして必要に応じて所要の措置を講ずる、こういうシステムでございます。具体的に申し上げますと、環境モニタリングとか健康モニタリングといったようなものでございまして、この健康モニタリングの中にはさまざまな統計とか調査といったようなもの、いろいろな地域に關します大気汚染の健康影響に關連があると思われるもの、そういうもののデータを集積いたしました解析し、評価をするというものでございます。それで、このサバイランス・システムは、現在まだ我が国においては、大気汚染のものに關しては具体的なものとして行われていないものでございまして、現在、このサバイランス・システムを構築しますためにその具体的な方法論について検討をいたしているものでございます。具体的に、環境保健総合検討会の中にサバイランス班といったようなサバイランスについて集中的に御検討いただく研究班を組んでおりまして、既にこの六十二年度からパイロットの調査を行う予定にいたしているところでございまして、私ども、この六十二年度から行いますサバイランスの状況を見まして、またあるいはその方法論等をさらに検討いただきまして、このサバイランス・システムを構築するという方向に今動いているところでございます。

○金子(み)委員 今かなり詳細に御答弁いただいたわけですが、そういうふうな計画を進めて実施するということになりますならば、それに関しまして、二つお尋ねがあります。一体いつ実施なさるか。これから調査をなさるわけでしょうか、

その調査あるいは研究というのはどれくらい時間がかかるものなのか、その結果どれくらい役に立つものかということになるわけですが、お尋ねしてみたいと思います。それはいかがですか。

○目黒政府委員 まずこのサバイランス・システムの検討の状況でございますけれども、この点につきましては、現在幾つかの地域をパイロットでやっているわけでございますが、この制度自体は一つの健康モニタリングと申しますか、地域全体の健康状況をとるという行為自体が非常に長期的な要素を持っているのでございます。例えば、これはまだ具体的なものとして取り上げていないのでございますが、御検討いただいている中身の一つでございますが、地域全部の一年間の各種の調査の結果があるわけでございますから、そういう結果を少なくとも一年間はまとめてみるという作業も当然その検討の段階で入ってくるわけでございます。例えばこれは死亡者をとるかどうかは別といたしまして、年間の死亡者の数、これをどういうふうにするかとか、実際に各種のデータの間に大気汚染と關連ありと思われるのはどことどこまでをとるかといった具体的な問題もござい

したがいます。サバイランス・システムの構築というものは私どもできるだけ早い時期にお願いしたいと思っておりますけれども、かなり重要なものでもございまして、また具体的にこのようなものを実施することは初めての経験でもございまして、慎重に取り組みたいと思っておりますので、かなり早い時期と思っております。年単位のデータを集積するというところでございまして、早くても二、三年はかかるのじゃないだろうかと思っております。

それから新事業の方でございますが、予防事業につきましては先ほど局長の方からお話をしておりますけれども、基金の状況もございまして、解除を行った時点から具体的に地方公共団体

と話をし、あるいはまた、直接行方ものにつきま
してはデザインを組みながらできるだけ早い時期
に直ちに取らかりたいと思つているところでこ
ざいます。

○金子(み)委員 私は、調査研究をしていただ
たり新しい予防事業を進めていただいたり、結構
だと思つておられるわけですが、結構
やはり素早くやっていた方がいいのです。今度指
定が解除になった直後直ちに実施するというこ
とはお約束いただけませんか。

○目黒政府委員 この新しい事業につきましては
直ちにやうという方向で私も取り組みたいと思
つております。

○金子(み)委員 ぜひそうしていただかなければ
意味がないと思つてから、それをお願いした
い。

いま一つお尋ねしたいのは、御説明がありまし
たのを伺つておつたのですが、今のよう新しい
事業が実施されますと、今まで対象となりにくか
った集団、言葉をかえて申し上げれば、専門委員
会の報告の中にもありましたけれども、汚染され
やすい特定の集団というものがあつたが、その
特定はなされて、見逃されやすい集団があるの
というのを環境保健部長はこの前の委員会でも
答弁していらつた。見逃されやすいとい
申しますか通常の調査にはひつかからないグル
ープですね。グループが小さいのか、あるいはど
ういうのかはまだよくわかりませんが、それ
いうものをとらえることができるようになるの
でしょうか、サーベイランス・システムあるいは
その他の調査をなさつて、見逃されやすいグル
ープというのがあるから問題なんだというこはこ
の前もお話し合つたと思つてます。そういう
ものもつかみ取ることができるとかどうか、それ
がやはり大きな問題だと思つてます。見逃され
やすいグループというのが出てきて問題にな
りますか、それも含むことができる調査でありま
すかどうかということですが、

○目黒政府委員 今の留意事項の中の見逃されや
すい集団といふことが、このものに出されて
は、この留意事項にそのものが含まれてしま
つたの考え方は、感受性の非常に高い集団につ
きましては、専門委員会報告を出されるときに
いろいろお話を私どもも伺つておられるわけ
ですが、通常調査において検出されないような
少数の集団、一体そういうのはあるのかないの
かということがまず問題になるわけではござい
ます。専門委員会は、児童とか老人といつた
ようなものについては調査の中に入れてくる。
例えば、私も先ほど来申し上げておられます
ようなサーベイランスにいたしまして、ある
いは新事業の中で進めてまいります。いろいろ
な相談やなんかをいたしまして、はつきりした
ものについてはその調査なりあるいは通常の
行政対応の中にはつきり入ってくるのでござ
います。したがって、その面については特に配
慮を要しない。しかしながら、科学の世界的こ
とでございまして、必ずそういう疫学調査とい
つたようなものだけではひつかかつかないもの
があらう。これは言葉が適当であるかどうかは
別として、非常に特異的な体質といふものが
あるのかないのか、もし特異的な体質といふ
ものがあるとするれば、それは一体どうい
うふうにしてその人たちの健康診断や各種の
対策の中でつかまえていくのか、とにかくとら
えないような集団がどういふものかといふこ
とをこの専門委員会では非常に御指摘になつ
ていただいております。

この集団については、それでは一体どうした
らいいだろうか。これにつきましては、当然サー
ベイランスを検討していただいております。研
究班においてももちろん御審議いただけるもの
と思つております。またそのほか各種の研究調
査の中でいろいろな分野が多角的な角度から
どういふものであるかといふことをまず明かに
し、そしてそれに対する対応をしていくのだら
う、こういう手順になりますので、この点につ
きましては、今申

し上げましたような中でさらに調査や研究を
していく必要があるであらうと思つておられ
てござい。また、この先生方の御意見の中
から出てきたものでもございまして、この点
については当然十分に御審議がいただける
ものと思つております。また、その結果何
らかのものが出てくるということでありま
す。それと、直ちにいろいろな行政の対応
の中にそれを反映するべく努力をしてい
かなければならぬのじゃないか、このよう
に考えているのでござい。

○金子(み)委員 そこで、これからなさる事業
あるいは調査研究に注文をつけたのです。調
査をなさり、研究を進めていられたい対象
となる地域なんでしょう。これは東京とか
大阪とか京浜地域ですとかあるいは大阪
ですとか、大都市の周辺とか大都市の中
心になつていふふうな考えられておる
ように思つておられる。私は、これから決
められることだと思つておられる。それを
お決めになるためには都道府県、地方自治
体の意見もぜひおとりになつていただ
きたい。

と申しますのは、今は自動車公害なん
というものは日本の場合には全国的にあ
るのです。東京とか大阪とか名古屋とか
、必ずしもそういう大都市周辺だけであ
らず、国道が全国に通されておる。今日
でも物すごい被害が起つておる。幹線道
だけに限定されれば困るという事です。
幹線道路の沿線だったならば対象地域を
全国的にとらえてほしいといふことを要
望として申し上げておきたいと思つて
います。

それから、今の事業と関連することだ
と思つておられる。現行法で行つてお
る保健福祉事業といふのがあつた。こ
れは次の、今御説明のあつた新しい事業との結び
つきが必ず出てくると思つておられる。こ
の程度のことが行われていふのか。ち
よと御説明ください。

○目黒政府委員 この点につきましては、先生
からも委員会等において前回も御指
摘をいただいた

ているのでござい。この公害保健福祉事
業と申しますのは、健康被害を受けた方
に対する救済といふものが、何を
おいてもまず健康を回復させること
だ、健康回復といふのをまず最重点に
しておるのでござい。したがって、現
行の制度の中では、損害の補償とい
うべき補償給付の支給を行つてお
りますが、そのほか健康を保持
増進させるために必要な事業とい
うことで公害保健福祉事業とい
ふのをやられてい

これは、これからいろいろ申し上げる
わけですが、この事業につきましても関係の方
々からその内容とか進め方についていろいろ
な御意見を私どもも承つておるのでござ
います。現行としてはこのように行つて
いふのでござい。まず第一はリハビリ
テーションの事業といふのがござ
います。それから転地療養の事業とい
ふのがござい。それから三番目に療
養具の支給、あるいは家庭療養指導
といふようなものが主な項目な
のでござい。

まずリハビリテーションでござい
ますけれども、このリハビリテーシ
ョンの事業と申しますのは、第一種
の指定地域の認定患者に対しては
運動療法等の機能回復訓練を行
う、こういうこととござい。具体的
に申しますと、例えば訓練指導ある
いは知識の普及といふことを行
うわけにござい。あるいはリハビ
テーションのために一泊、二泊の
プログラムを実施いたしまして具
体的に指導するとか、あるいは禁
煙教室とか、あるいはプール等
におきましてリハビリテーシ
ョンを行つたといふようなもの、
あるいは音楽療法といふたような
もの、そういうものを行つてい
るわけにござい。

それから、二番目の転地療養で
ござい。第一種の地域の認定患者
を、児童とか大人とか未就学児
といふような年齢階級等いろいろ
な実情に応じてグループ分けを
いたしまして、一定期間の希望
する日に非常に空気のきれいな自然

ていふのでござい。この公害保健福祉事
業と申しますのは、健康被害を受けた方
に対する救済といふものが、何を
おいてもまず健康を回復させること
だ、健康回復といふのをまず最重点に
しておるのでござい。したがって、現
行の制度の中では、損害の補償とい
うべき補償給付の支給を行つてお
りますが、そのほか健康を保持
増進させるために必要な事業とい
うことで公害保健福祉事業とい
ふのをやられてい

環境のもとで保護する、あるいは療養指導訓練等具体的にそこで行う、あるいは効果が一体どういうふうになっているのかといったようなことを含めて行う事業でございます。これは、かなりいろいろ実施されておるわけでございますが、具体的には高原に行くとかあるいは海浜等のところで実施しているものでございます。

それから、療養具の支給は、第一種の認定者でございます。特級あるいは一級の方々の自宅療養者に、空気清浄器等を支給するというのをやっているものでございます。

それから、家庭療養指導事業につきましては、認定患者のお宅へ保健婦が家庭訪問をいたしまして、具体的な日常生活上あるいは保健上の問題等について指導を行う、こういうようなことをやっているものでございまして、このほか若干細かいことについてはございまして、このように日常生活の指導を含めた今の四つの点について福祉事業というのをやっているものでございます。この費用等につきましては、二分の一を汚染原因者が負担する補償協会の費用ということになります。残りの二分の一を都道府県と国が折半して負担をいたしております。

これらの事業と申しますのは、先ほども一番当初に申し上げましたけれども、都道府県知事等が各地域の公害健康被害者の実情等に依りて環境庁長官の承認を受けて実施する、このような手順で行っているものでございます。これについてはいろいろ御不満や御意見等あるのは事実でございますが、私もこれにつきましても、改正後も認定患者については、既存の方々については補償を継続するというのをいたしておりますので、その一環といたしまして、医療費等の給付を行うという以外にこのような健康回復のための事業も今後充実してまいりたい、このように考えているところでございます。

○金子(み)委員 いろいろ伺ってみますと、それは公害保健行政みたいな感じになりますね。そうなりますと、本来なら公害保健行政でも申

しますか、公害の問題、医療の問題、保健の問題、養護の問題というようなことは環境庁と厚生省と両方のお役所の仕事のようには考えられます。

これはどういうふうに進めていったら両方の役所がうまくいけるのかどうかわかりませんが、そんな感じがいたします。ですから、自治体の場合でも保健所が公害福祉事業をするのが本来の役割ではないかというふうにも思います。今のようないきまますと、ですけれども、今の日本の行政体系の中では、公害保健行政体制というものはないわけですね。そういうものがないものですか。ならば別に、別々にというふうなことになる。やることはやっているといるんだけれども効果的にびたつとつかないというふうな歯がゆさも出てくる。こちら辺を何か上手にいけないものかなというふうな考えております。

ですから、これは一つの考えですが、将来は今のままでの単に福祉事業としてやるのではなくて人を対象にする行政、公害問題を起す原因、濃度だとか何だとかという問題は純粹に公害の原因ですから探求する必要があると思っておりますけれども、同時にそれが影響を及ぼすのは人すなわち国民の健康ですから、それを対象とした行政にしていかなければならないと考えます。今までは公害による健康被害の後追い行政でしようか、病人が出ちゃった、さあ大変だ、それを補償しよう、こういうことでしょうか。それでは本当に手おくれだと思っております。そういう後追い行政ではなくて、しかもお金で補償するという問題ではなくて、病気を発生させないように事前に予防するということに力点が置かれなければ、いつまでたってもこの公害患者の問題は解決できないと思っております。それが非常に懸念されるようなものです。ですから、地域環境保健計画のようなものをきちんと位置づけして、これは国家事業ですから、国や自治体の責任を明確にした行政にする。

それが今ないと思うのです。そういうことが必要ではないだろうかというふうな考えています。そこで、かつて東京都の公害環境保健部長です

か、やっていらした田尻宗昭さんという方がいらつしやいます。この方は同じような考えを持っていらつしやって、私も同じ気持ちなんですけれども、彼はさらに進めて、法律の名称を公害健康被害予防救済法としたらどうかという提言をしていらつしやる。法律の名前がそれがいいかどうかは別といたしまして、考え方としては私も同じ考え方を支持させていただきます。そういうふうに今御説明ありました保健事業あるいは予防事業とかを進展させていく、ただ公健康法に基づく予防事業という行き方しないで、今申し上げましたように、地域環境保健というものの計画はきちっと位置づけをして、それを独立させて運営させていくようにしていつてほしいなというふうに考えるわけでございます。

そのようなことができるのかどうかなんですけれども、私は今お話を伺っていて、環境庁だけでなくさるのなかなかしんどいことだし、これは何か考えて行政の体系づけをして実施するというふうにやっていただけなのかなと思っております。そのことをひとつお尋ねしてみたいと思うわけでございますが、それはいかがでしょうか。

○目黒政府委員 御指摘の点は、中公審の答申等におきましては、私どももまたそのように考えているところでございます。

先生が最初に御指摘になりました実際問題として現在どのように行われているかということでございますが、指定地域の大部分は保健所を持つ政令市と申しますか、市あるいは区自体が保健所を持つというところが多いのでございまして、このようなところでは実際上先生から御指摘がありましたようないろいろな意味での矛盾あるいは縦割り行政といったようなこともあろうかと思っておりますが、各保健所あるいは衛生部局等がこの問題を行っております、その中で保健所の職員等が行っているというところがございます。そういうところが幾つというのは今手元にちょっとございませんが、かなりのところがその

ような形で、保健所なり保健所長なりのもとにこのような保健福祉事業をやっているところが多いというふうに私も認識をいたしておるのでございます。

もちろん、御指摘のような例外的なと申しますか二つに分かれてしまっているところもございまして、しかしながら、それぞれの地方公共団体の方々に伺いますと、結局は厚生省の傘下にございましてあるいは医療機関とかあるいは保健所とか、具体的に申し上げますと、老人保健法なりあるいは母子保健法の関係でいろいろな検査や相談やら保健指導はもう現実に体制を組んで行っているものでございます。それらの体制を実際に使っているところもある、あるいは使っていないところもある、そのような状況にあるのでございます。私どもの方といたしましては、このように点につきましては、当然これまでも厚生省傘下の、厚生省の管轄にあります、そのような所管にございまして、あるシステムに対しては互いに協力し、あるいは実際問題として地方の自治体ではそれを一緒にやっていく、こういうような現実もございまして、今後とも厚生省あるいはその他の関連の省庁と十分打ち合わせをしながら、現在以上にこの点が円滑に進められますように努力をしてみたい、このように思っているものでございます。

また、この法律の名称等の問題もいろいろございまして、今「等」というようなものをいれたい。提案理由のところで御説明申し上げましたような形ではございますが、法律の目的にやはりはっきり予防的なものを加えるというふうなもので明記しているところでございます。

それから最後に、総合的な地域環境保健計画をつくるということで、計画的にかつ予防的な観点から一つの地域環境保健計画のようなものをつくってはどうか、そして国や地方自治体の責任を明確にしていっていただくかという御提言でございますが、先ほど御説明申し上げました実態もあるわけでございます。それで、御指摘の地域環境保健計画につきましては、この性格、一体どうい

ふうくに割り切っていくのか、実態上は一緒にやっている点はあるんですが、どういうふうに分けをしていくのかとか、具体的な性格とかあるいはどういう地域にどういうふうに行うのかとか、あるいはそのほかの事業との位置づけとかいろいろ検討すべき面があるのでございます。したがっていまし、実際問題としては今動いておつてもそれをどういう形にまとめいくかということはやはり一つの大きな課題であらうと思つておりました、私ども、これは一つのこれからの検討しなければいけない大きな課題だというふうに考えております。

今後、この総合的な環境保健を実施するということでは、できるだけ計画的にこの御提言のようなもの、果たしてこの地域保健計画といったような形ではつきりどこまで規定できるかは別といたしまして、総合的な環境保健施策の推進というもののについては、私ども、関係省庁とも協力しながらできる限り計画的に進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○金子(み)委員 早速うまいこといくかどうかは別といたしまして、縦割り行政の弊害を改めながら、関係の省庁とは十分連携をとりながら、効果が上がるような行政を実施していただきたいとお願ひする次第であります。

そこで、ちょっとここで建設省に、お尋ねは少しですけれども、東京外郭環状道路の問題です。この外郭道路の計画の目的とそれから計画実施の進捗状況というんでしようか、これを簡単にまず御説明いただけますか。

○堀説明員 お答えいたします。

東京外郭環状道路は、東京都心から半径約十五キロメートルの地域を結ぶ延長八十五キロメートルの環状道路であります。本路線は、東京都市圏の都心方向に集中する交通を適切に分散、導流するとともに、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせるなど、首都圏交通体系の根幹的な道路として重要な役割を果たすものであると考えております。

このうち埼玉県和光市から千葉市川市に至る一般国道二百九十八号線につきましては、昭和四十五年度から直轄事業として事業化してまいりました。埼玉県内を中心に鋭意整備を推進してきておりまして、昭和六十一年度末までには十四・八キロメートルを供用しております。また、関越自動車道の練馬ジャンクションから常磐自動車道の三郷インターチェンジに至る延長約三十キロメートルの専用道につきましては、昭和六十一年度高速自動車国道として事業に着手し、現在地元説明、用地買収及び事業を行っているところであります。今後とも事業の一層の推進を図つてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○金子(み)委員 大體計画を進めてから二十年ぐらいたつてはいるわけですが、随分時間がかかっているわけですね。私はこういうふうな理由が幾つかあるんだと思うのですけれども、そのうちの大きな理由は、道路が計画されているその沿線に住んでおられる住民の方たちの強い反対があるというのを聞いております。その住民の方たちの強い反対というのは何かと云うたら、それはNO、いわゆる自動車公害、自動車がまき散らす公害に対する反対なんですね。主としてNOのこととかあるいは振動、騒音、そういうようなことがあるというふう聞いていますし、それからいま一つは、生活環境を破壊される、こういうことで非常に反対しておられるわけですね。

私が関係しているところは東京の杉並区なんですけれども、杉並区では反対の意見書を前後十回出してはいますね。そのようにこれは地域住民の御要求です。場所としては善福寺公園の横を突き抜けるわけですね。あそこは静かで環境のいい最高の住宅地なんです。そこを四車線道路ですが走ろうとするというふうなことで、非常に住民は恐れおののいているわけなんです。こういうような反対意見が多いというのを聞いていらっしゃるだろーと思ひますが、どうですか。それから

ま一つは、それに対して何か対策をお考えになつていらっしゃるかどうか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○堀説明員 ただいま先生御指摘のように外環の中ではまだ事業の進捗が必ずしも思わしくない箇所がございます。その理由といたしましては、やはり地域の分断であるとか環境の悪化というようないことが生ずるのではないかと御心配の向きがございまして、そういうことで事業がなかなか進まないという箇所があることは事実でございます。そういったことを踏まえまして私どもも鋭意調査を進めているわけでございまして、できるだけそういう問題のないような構造の検討を今しておる次第でございます。

○金子(み)委員 一つだけ、御計画ではいつまでに仕上げるなんというふうなことはないわけですね。決まっているんですか。

○堀説明員 現在まだ事業に着手していない区間につきましていつまでに事業を完成させるといふ計画は持っておりませんけれども、できるだけ事業の重要性にかんがみまして計画を早くまとめて進めてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○金子(み)委員 長官、今のお話お聞きになっていらつしやうと思ひます。これは東京だけの話ですが、東京だけじゃなくてほかの地域にも計画されていることだと思ひます。今時間もありませんので質問をいたしませんでしたけれどもね。私は東京都の外郭環状道路のことだけを質問したのですけれども、こういうようなものが実現していくということになりますと、これは今後の環境庁の問題になりますよ。また自動車公害です。局地汚染の原因になるわけですね、幹線道路のことですから。ですから、これはまた環境庁の仕事ということになって切りがないですね。それをどうしろ、こうしろという意味ではありませんけれども、環境庁となさつては、こういう問題

が新しく出てくるわけでございますから、先ほど来今度の指定地域を解除した後の計画というのにうんと力を入れてもらいたいとお願ひもいたしましたが、非常に問題が大きい、これからこれだけで済まない、次々と同じような問題が起こってくる、日本じゅうそうなるのじゃないだろうか。主に大都市が中心にはなるでしょうけれども、大都市だけでなく、見逃されやすいところがよその地域にもあるだろうと思ひます。

とにかく国じゅうがそんなことになって、かつての、何十年か昔の公害列島みたいに、別の理由の公害列島みたいになるのじゃないかという心配すら全くないとは言えないと思ひます。その辺を環境庁長官は考えておいていただきたいと思うのでございますが、私は最後にこういうことを申し上げて、長官の御意見をいただきたいと思つておるわけでございます。

この公健法を中心としたしまして問題が起り始めたときからのことを考えているわけでございますが、中曽根首相の私的諮問機関である経済政策研究会というのがあるようでございますけれども、ここが今から三、四年前に「これからの経済政策と民間活力の培養」と題する報告書を取りまとめられました。お読みになったかと思ひますが、その中に、民間活力を地域開発に導入する場合の最も有効な方法として各種規制の緩和、これを掲げておられる。それで、この報告と相前後して、政府は環境アセスメント制度の法制化を挫折させてしまいましたね。環境アセスメントはできなかった。それから、大気、水など環境基準の未達成状況をそのままにしております。環境基準に到達していないものをそのままに放置してあるし、あるいは基準そのものを緩和させたこともありますね。

さらに今度、公害健康被害補償制度の見直しを図る。次々とこういうふうにしておられるのが、環境行政の柱である公害規制あるいは環境破壊の未然防止、それから被害者救済、これは既に実施しておりますが、後追い事業です。これらの

ことごとくを骨抜きにして、今度の法改正によって、個別公害規制から環境管理行政への展開を政府は自分の手で封じてきてしまったのじゃないかというふうには私は考えるわけでございます。大変に遺憾だと思ひますし、問題があると思うのです。これは地域住民の方たちでなくて、地方自治体やそれからお医者さんや弁護士さん、あるいは環境保健部会や中公害の中においてすら反対の意見が出ていたのです。決して満場一致じゃなかった、御存じのとおりです。そういうことから考えますと、今ここで無理して、初めに指定解除ありきみたいなことにしないで、今回は勇断をもって撤回すべきじゃないかというふうに思ひます。それを含めて長官の御意見、御所見を承りたいと思ひます。

○稲村国務大臣 金子先生が国会議員の中で最も国民の健康、福祉を守る立場に立たれて情熱を傾けられておられることは私はよく承知し、敬意を表しているところでございまして、今外郭環状道路の問題に触れられて、この問題は環境への影響が事実大変大きなものがあると思ひ、道路の建設に当たっては適切な環境影響評価の実施などによって、公害の防止及び自然環境の保全が十分に図られるよう行政を進めることを心がけねばならないことは、これは先生の御指摘をまづまでもございせん。

さらに開発と環境保全について、中曽根内閣の私的諮問機関の規制緩和の点に先生少し触れられました。特に開発と環境保全、保全に重点を置きながら先進国としてのふさわしい環境アセス、環境保全を行政として本当に力を傾けなければならぬ、情熱を傾けなければならぬことは申し上げるまでもございせん。

そういう観点に立つて、この公健法の解除、先生今質問されましたが、私もこの公健法についてより合理的なものとするために今改正を求めている。そういう点で幾つかのアンバランスの点も感じられ、国民の目から見て公正であり合理的なものにしたい、こう心がけて提案申し上げてい

るところでございますので、御理解を賜ればありがたいと思ひます。

○金子(み)委員 私はいろいろと申し上げて、そういうことを考えれば今回はこの法案を撤回するべきじゃないかと申し上げたのですが、その辺はお触れにならなかったけれども、いかがですか。

○稲村国務大臣 そういうことで大気の状態、いろいろNO_x対策も含めて予防という点を強く打ち出し、具体的には、この指定地域と一メートル違つたところでも同じ条件の人でも指定を受けていない、同じ恩恵に浴せないというふうなアンバランスのところも考えながら、公正、適正、合理的にこの法を改正して予防、先生もこの質疑に立つて予防という点に力を入れられたらということ、今私も拝聴いたしました。そこを心がけていきたい、こういうふうに思つておる次第でございます。

○金子(み)委員 指定解除を撤回なさる御意思がないことがわかつて大変残念でございますけれども、質問を終わります。ありがとうございます。

○林委員 長 午後二時五十九分休憩

午後二時五十九分休憩

○林委員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○春田委員 長 公害健康被害補償法の今回の改正の概要につきまして、簡潔に御説明いたしたいと思ひます。

○目黒政府委員 今回の改正につきましては、まず、大気汚染と健康被害との関係ということとを調べますために各種の調査等を行った結果を含めまして、五十八年十一月に我が国の大気汚染の態様の変化を踏まえて第一種地域のあり方について中央公害対策審議会に諮問をしたのでございます。

その後、同審議会では専門委員会あるいは作業小委員会等の御審議をいただき、環境保健部会で答申の案を取りまとめまして、六十一年の十月に「第一種地域のあり方等について」の答申をいただいたのでございます。

その答申の結果、私どもの方といたしましては、四十一の第一種の指定地域の指定の解除、それから既存の認定患者に対する給付は存続する、それから新たな事業といたしまして、個別の補償にかわつて地域全体の、いわゆるこの種の健康被害の予防対策といった観点からの新しい事業を行うこと等を決めたわけでございます。これらのことを今行に当たりまして、所要の法律改正を行うこととして今回提出したのでございます。

その改正の具体的な内容でございますが、まず第一は法律の題名とそれから目的の改正、これが第一番目でございます。

まず題名は、公害健康被害補償法ということでございます。また、公害健康被害の補償等に関する法律ということと変えることとしたのでございます。

それから二番目は、その目的がこれまでの健康被害の補償ということに限られておりましたのを、健康被害の補償に加えて健康被害の予防というものを目的の中に加えたのでございます。

先ほど申し上げましたように、指定地域の解除に当たりまして、これまでの既認定患者に対しては補償給付を可能といたしましたために、その費用を負担する仕組みを決めたのでございます。第一番目は納付義務者についてでございます。第二番目はその賦課金の額についてでございます。

この費用負担に関する規定をまず整備いたしております。納付義務者につきましては、指定解除前に大気汚染の原因者であった事業者というものを主として行。それから二番目に、この賦課金の金額に對しましては、指定解除前の排出量を基礎に算定いたしました賦課金額、つまり指定解除を行

います以前に排出をいたしましたものについてこれを過去分ということにいたしました。そういういふゆる過去の排出量を基礎に算定をいたしました金

額を現在分といたしまして、それぞれの額を賦課金の額として規定をいたしましたのでございます。

次に、第三番目は公害健康被害補償協会の業務等に関する改正でございます。これは先ほど申し上げました予防的な観点を加えましたために、名称を公害健康被害補償協会から公害健康被害補償予防協会と改めたのでございます。

次に、協会に、大気汚染の影響により健康被害を予防いたしますために必要な事業に関する業務を加えたのでございます。まずその第一番目は、協会自体がこれを行います健康被害の予防に關します調査研究等のものでございます。第二番目といたしまして、健康被害の予防に關します計画の作成あるいは健康相談、健康診査、施設整備等を行う地方公共団体に対する助成を行う、こういう業務があるものでございます。また、協会には今の事業を行いますのに必要な費用を運用によつて得るために、汚染原因者等から拠出されます拠出金から成ります基金を設けるということにいたしましたのでございます。

以上が今回の公害健康被害補償制度の改正にかかわります経緯並びにそれに関する法律改正の概要でございます。

○春田委員 公害健康被害補償法、これからは公健法という形で呼ばせていただきますけれども、この法律は大気汚染と問題となりました四日市公害裁判でばい煙、特にSO₂の排出企業が敗訴をいたしました。そして被害者の患者が勝訴したこ

とにより、これが全国的に広がるのを懸念して、環境庁が企業と被害者の仲介をした形で昭和四十八年十月制定、昭和四十九年の九月から実施されている法律でございます。いわば水俣病の法案とともに公害から人間の健康を守る法律でありまして、健康を守る原点であらうと私は思つておるわけでございます。

この法律が大きな問題点を残したまま今回改正されるに当たり、私は反対の立場でこれから種々御質問を展開してまいりたい、こう思つております。

そこで長官にお伺いいたしますけれども、環境

庁は昭和四十六年に設置されました。環境庁設置法には環境庁の任務としてこう書いてあります。

「環境庁は、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他環境の保全を図り、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境の保全に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。」「主たる任務」というのは、私は国民の健康で文化的な生活の確保であろうと思っております。つまり、しかし残念ながら今回の法改正に付きましては、国民の健康確保より企業の論理が優先された形で出されているのではないかと危惧を持っています。長官は、中公害の答申があったから、こういう御答申であろうかと思ひますが、私はこの中身を十分に検討してみます。必ずしもこの時期にこの改正が必要であるかどうか、時期尚早の感があるのではないかと感じを持っております。長官は、今回の法改正が現時点で最高の法案と思っておられるかどうか、まずお尋ねをしておきたいと思っております。

○稲村国務大臣 春田先生から環境庁の創設の意義、人の健康を守り環境を保全し、より文化的な生活をする、その御指摘のとおり私も環境行政にかかわらねばならない、私自身もまさにそう考えております。

そして、公健法の改正時期が今が最適であるかどうかという御質問でございますが、この解除について本当にいろいろな意見が出ておることは承知しております。今回の制度の見直しは、大気汚染の状況を踏まえて中公害の十分な三年にわたる審議をいただいた。これも賛否両論の中で私も公公正かつより合理的なものにしようという考えを固めて、ベストではないがこの辺で踏み切った方が将来の、二十一世紀を迎えるに当たって、このままの形を続けるよりは、予防ということを中心しながら中公害の先生方の御意見、この答申を踏まえて踏み切るべきだ、こう考えて、ベターだという結論に達してこの改正の御審議をお願いしている次第だと私は考えております。

○春田委員 ベストではないけれどもベターである、こういうことでございます。

中公害の和達会長が談話の中で、今回こういった形の答申をする、しかし行政にあえて言いたい、血の通った行政をやっていたらいい、こういった後髪を引かれる思いで今回の中公害の答申が出されたとは私は認識しているわけです。そこで大臣は、環境庁としては、答申は今後の環境保健対策の方向を示した大変貴重なものであると考えており、今後これを十分尊重して適切に対処してまいりたいという談話を発表されております。十分尊重する、これだけでは言葉が足りない、あの苦しみの中で大変な御苦勞をなさっている患者団体の皆さん方の心情を考えたときに、短い文章でただ単なる尊重していきただけでは患者の皆さん方は納得しないのではなからうかと私は思っているわけでございます。私は、環境庁の存在を宣揚するためにも、もうちょっとこの談話の中で患者の皆さん方の立場も考えながら、和達会長があえて血の通った行政と言われたものを含めながら、今回の法改正については環境庁の態度を出していただきたいと思ひわけでございますけれども、再度長官の御答申をいただきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 先生から御指摘をいただきましたが、改めて患者の痛みを理解し、血の通った環境行政の方向で私も取り組んでいく、患者の立場を本当に理解していかなければならないし、先生の言われた気持ちはこちらも全く同様でございます。

○春田委員 私は反対であり、撤回する立場でございますけれども、法案が出された以上これは質問をしなければなりませんので、何点かにわたってお尋ねしてまいりたいと思ひます。

最初にこの認定患者の要件でございますけれども、これにつきまして簡潔に御説明をいただきましたと思うのです。

○目黒政府委員 患者の認定要件でございますが、公健法に基づきます第一種地域に係ります患者の認定要件は、指定地域、暴露要件、それから指定疾病、この三つがあるのでございます。

まず第一の指定地域の要件といたしましては、認定申請者が申請時に第一種地域の地区内に居住しているか一日のうちに八時間以上過ごすことが常態であること、これが第一の要件でございます。

第二の暴露要件とは、第一種地域内での居住、通勤等が一定期間以上続いていることでございます。

それから指定疾病の要件とは、気管支ぜんそく等四つの指定疾病にかかっていることとございまして、この三つの要件を満たせば認定を行うこととしたのでございます。

○春田委員 その中で指定地域の要件でございますが、昭和四十九年の中公害の答申の中では、法の実施に係る重要事項について項目としてその目安が出ているわけでございます。

一つは、環境濃度が年平均値で〇・〇五ppm以上であること、環境基準の二・五倍ですが、こうなると思ひます。さらに、有症率がいわゆる自然有症率の二倍ないし三倍以上であること、こうなっております。ところで、当時の有症率、それから環境濃度ということでございますが、有症率は要するに指定地域の指定地域というものは決まっておりますから、濃度が高いところを問診で行ったと思います。また環境濃度については測定器が必要であると思ひますが、必ずしも全国にあつたのではなからうと思ひます。こういったいわゆる正確なデータや調査がなされないままに指定地域が四十一カ所になったのではなからうかという声もあるわけでございますが、環境庁はどうでしょうか。

○目黒政府委員 地域の指定でございますが、第一種地域は公健法の二条一項に基づきまして、先生も御指摘になりましたとおり、相当範囲にわたる著しい大気汚染があるということと疾病が多い、この二つについてそれぞれのデータを持ち寄っているわけでございます。具体的にこれらの地域を指定するに当たりましては、まずそれぞれの地域の大気汚染の状況から必要と認められた地域の指定基礎調査というものをやったわけでございます。そして、指定の要否をそれから判定をする、こういう手続を経てきておるのでござい

ます。御指摘のように当時は測定局あるいは測定の方法、有症率の決め方、患者の発生多発ということの決め方、それはB M R C等の今と違つたわけの疫学的手法を用いて行つてきたのも事実でございます。そのほかに、当時のそれぞれの地域におきましては大気汚染の状況が非常に激しい場合、それほどでもない場合、いろいろあるかと思ひますけれども、いずれにいたしましてもこの疫学的手法等を用いまして、あるいはまたその指定地域のあり方、例えば今の公健法が発足いたしました以前から非常に高度の汚染地域になっておりましたのが指定地域の中にあるわけでございます。それぞれの地域、例えば西淀とか川崎、四日市といったようなかなり前から相当激しい汚染状況があり、しかもそれに伴う患者が臨床的にもあり、またB M R C等の手段を使つてもそれが程度証明されているというような地域もあるわけでございます。また環境の状況につきましても、指定の基準には達しておるけれどもそれほどでもないというようないくつかの過去においてあるわけでございます。いずれにいたしましても、過去の状況とかそれぞれの地域がその指定の時点で置かれていた実情、それを総合的に判断いたしまして私も地域の指定を行つてきたのでございます。

○春田委員 私は大阪の守口に住んでいるわけですが、守口は今回この指定地域の中に入っているわけですね。お隣に門真市というのがあるわけですが、これは守口と大体同じような都市形態でございますが、守口が指定地域になって門真が入っていないということで、門真市域の皆さん方からおかしいではないかという声も随分上がつていたわけでございます。そういう面では同じ地域の中で

線引きが必ずしも厳しくできないという面がある
と思うのです。そういった中でこういう声が出て
きたのではなからうかと私は思っているわけでござ
います。既に四十一地域は決まっています。それが
全面解除になるうとしていくわけにございます。か
らそれは別として、今回法改正することによって
既存認定患者の方たちは従来どおり守っていかれ
る、こういう考え方が出ておりますけれども、もし
法改正が成った場合、現行認定患者につきまし
ても今後さらに審査体制が厳しくなっていくので
はなからうか、そういった心配な面もあるのです
けれども、どうお考えなのですか。

○目黒政府委員 現行の審査の体制と申しますか
申請から認定に至るやり方といえますものは、こ
れは先生御承知のようにまず申請をいたしまして
そして受け付けをし、主治医の診断書等をもとに
してそれを総合的に今度は指定の機関で医学的な
検査をまず行います。そして認定審査会におきまし
て認定審査の一つの御意見をいただき、そしてそ
れぞれの地方自治体の長が認定する、こういう手
続を経ていくわけにございます。御指摘の点につ
きましては、恐らく認定審査会の意見内容等々と
いうものもかなりいろいろあるのではなからうか
という御指摘かと思っておりますが、この
認定審査会につきましては、それぞれの分野のそ
の地域での専門家を配置いたしまして、これまで
もこの認定審査につきましては厳正に公正に行っ
てきたところでございまして、また今後もそれと
同じように続けていく、このように考えていると
ころでございます。

○春田委員 従来から私は不正が行われていると
言っているのではないんです。厳正公正に行われ
たと思っておりますけれども、いわば今回の改正が、
一つは新しい患者を認めないということございま
すから、そういった面では患者を減らすのが一つ
の——厳しい言い方ですけれどもそうになっているわ
けです。そういったことで今後の認定審査にか
かっても従来どおり、手続はそうでございすけれ
ども、新たな条件を加えて、いわゆる既存の認

定患者の方たちを狭くしていくといえますか、そ
ういったことは絶対ない、このように目黒さん、
言えますか。

○目黒政府委員 私どもはあくまでも従来とって
きたと同じような方法でこの認定審査あるいは更
新のことにつきまして行っていく予定でござい
まして、特に意図的に患者の数を減らすとか絞り
込むといったようなことを考えているものではご
ざいませぬ。

○春田委員 もう一点。もしこの法案が成立した
しましてある時期、六月以内で公布となっており
ますけれども、それが実施されたならば、その実
施の前にこの患者の方といえますか、医師の診断
を受ける、それで従来と違った厳しい審査体制を
組む、それもない、このように思っているらしいで
す。

○目黒政府委員 私どもはこの指定地域の解除が
まず行われるまでの間はこれまでと全く同じよう
に、御指摘のような特に厳しく意図的にすること
か、そういう制限をするとか、あるいは特別の条
件を付するということとはございませぬ。また
その解除後もそれは更新等あるわけにございま
すけれども、これについても従来と全く同じよう
な形でやっていくということにございませぬ。

○春田委員 次に、指定地域の全面解除の理由で
ございまして、先ほども御説明がございましたけ
れども、さらに具体的に御説明をいただきたいと
思います。

○目黒政府委員 地域指定解除の主な理由は、次
のようなものでございませぬ。

この専門委員会報告を踏まえて中公審で答申を
いただいたわけにございまして、私どもその答申
を踏まえて踏み切ったわけにございまして、現在
の大気汚染の状況が総体としてぜんそく等の認定
疾患の主たる原因にはならない、こういうことが
非常に大きな一つの判断になっているのでござい
ます。そういったことを申しますと、原因者から費用負担
を取り、そしてまたそれを患者に対して支給を補

償するという形の現在の制度の合理性がなくなっ
てきた。したがって、この現行の指定地域、これ
は法発足当時からある程度の割り切りを行ってき
たものでございまして、それが合理性がなくなっ
てきたということから私どもこの指定地域の解除
ということを行うこととしたのでございませぬ。ま
た、さらに個別の患者の補償というものを行わず
に今後は一定の地域を対象といたしまして予防的
な観点から各種の事業を進めていく、このよう
に考えているのでございませぬ。先ほど申し上げま
したように、これまでの認定患者に対しては
これまでと同じような補償を続けていく、このよ
うに考えているところでございませぬ。

○春田委員 指定地域の全面解除の理由というの
は、専門委員会の報告を踏まえながら、今答弁が
あったわけにございませぬ。大気汚染と指定疾病の
関係が主たる原因ではない、したがって、民事責
任を踏まえた補償は合理性がない、こういうこと
にございませぬ。同じ専門委員会の報告の中では、
「現在の大気汚染が総体として慢性閉塞性肺疾患
の自然史に何らかの影響を及ぼしている可能性は
否定できない」としている項目もあるわけにござ
いませぬ。したがって、決して疑いが完全に消えたわけに
はございませぬ。私は、環境庁というの、科学的といいま
すか医学的なそういう知見がなくとも、先ほど
言ったように和達会長が血の通った行政をしてほ
しいと言ったのはそこにあるのではなからうかと
思うのです。冒頭長官にお伺いしたように、環
境庁の目的として任務、これは明らかに国民の健
康を確保するという形になっているわけにござい
ませぬ。そういったことを考えれば、主たる原因ではないと
しても、何らかの影響を及ぼしている可能性は否
定できないとしているこちらに環境庁としては比
重を置かなければならぬの扱いを考えるべきであらう、
こう私は主張するわけにございませぬが、どんなも
のでございませぬ。

○目黒政府委員 御指摘の点については、そのと
おりこの可能性は否定できないと専門委員会報告
の中にあるわけにございませぬ。ここに述べてござ
いませぬ。

いますような健康被害の起こるかもしれないとい
う懸念につきましては、先ほどちょっと申し上げ
ましたけれども、健康被害予防事業というものを
実施する、そしてまた調査研究を推進する、ある
いは環境保健サーベイランス・システムの構築を
するといったような総合的な環境保健施策を充実
するということとあわせて、大気汚染防止対
策の強化により国民の健康保護に万全を期する
ということを考えているわけにございませぬ。

いづれにいたしまして、この制度の基本にな
っております民事を踏まえた考え方をいたしま
して、先ほど来申し上げておりますが、合理性
を持つことができなかった、つまり因果関係が
はつきり言えなくなってきたというところに大
きな原因があったわけにございませぬ。しかしなが
ら、この健康被害の懸念ある者につきましても、
環境庁といたしましては先ほど申し上げました対
策を行い、それを充実強化してまいり、こういう
ことを考えているのでございませぬ。

○春田委員 要は地域レベルの事業といえますか
対策を考える、こういうこととございませぬ。しか
し、大気汚染によって苦しむのは人間なんです
よ、患者なんです。そういったことから考えれ
ば、先ほどから言っているように、環境庁の設置
された第一義は、人間そのものの健康を守って
いくのが環境庁の存在理由であらうと私は思うの
です。当然そういった患者個々の、人間そのもの
をやはりきちんと救済しながら地域全体レベルの
そういった事業等も行わなければならない、人間を
いかにしろにしたいといった事業といふものは環
境庁がとるべき態度ではない、こう私は思うのであ
ります。長官、どうでしょうか。

○目黒政府委員 事務的に先にちょっと御説明を
申し上げますが、この懸念されます健康被害の問
題につきましては、先ほどちょっと説明が不十分
でございましたけれども、やはり個別に補償を行
うということについては合理性はないのでござい
ますけれども、それぞれの地域全体に住んでおり
ます人々、人口集団に対する対応でございませぬ。

したがいます、これも表現は異なつてはおるのでございますが、集団全体に対して先ほど申し上げましたような相談、指導を行う、あるいは予防的な健診を行う、あるいは医療体制を整備する、あるいは総合的なサーベイランスのシステムを構築する、あるいはまた環境を改善するといったような施策を考えているのでございまして、私も、そのような方向で努力してまいりたい、このように考えているのでございます。この環境庁設置の考え方に基いて、国民の健康を保護するという方向で努力してまいりたい、このように考えているのでございます。

○春田委員 ただいまの説明というのは、せんだつて同僚議員の岩垂議員の質問でも、そういう形の中で、環境庁がこういった対応を考えているという形で理事会で書類が出てきたわけでございますが、目黒さんからそういった御答弁がございましたのであえて質問させていただきますけれども、いわゆる環境庁の考え方というのは、これは、患者個々の治療費の負担とか交通費の支弁とかそういったものを含めながら考えているのかどうか、ちよつと突っ込んだ形になりますけれども、ひとつお答えをいただきたいと思つております。

○目黒政府委員 これは、先般理事会にお配りいたしました「大都市における気管支ぜん息等に関する研究調査」のことについて恐らく御指摘のことと私は受けとめておるわけでございまして、これは先ほど申し上げました予防的な事業の一つとして、この基金の事業の一つとして行われる、私どもこういうふうに考えているのでございまして、この目的は、あくまでも健康回復、こういうことを主眼といたしまして、その健康回復を行うための原因究明、こういう目標があるわけでございまして、これがまず第一点でございます。

それから、御指摘のこの内容でございますが、やはりこの対象といたします患者については、現在認定をいたしております患者さん、そういうような患者さんが将来それぞれの地域で起こつてくる、その方々を対象としたい、このように考えて

いるのでございます。

その内容でございますが、これは、ある程度の医学的な諸検査とかあるいは問診とか保健指導とかそういったようなものについては、私どもの方で費用を負担しながらこれを行うということを考えておるのでございますが、それ以上のものに踏み込みましたもの、例えば現行行っておりますような一つの基本的な手当、こういうようなものについては考えておらないのでございます。したがって、先ほど申し上げました諸検査あるいはいろいろな住居環境の調査等々を行いますに当たつての実費程度のもので私どもは考えておりますけれども、いずれにいたしましても、現行の補償制度で行つていようなものについては考えていないのでございます。

なお、この辺につきましましては、私どもはさらに、この期間とか対象地域等々ということにつきましまして、まだ今後の検討課題ということで、今なお鋭意検討をいたしているところでございまして、

○春田委員 今後の検討課題ということでございますので、あえて私は質問いたしませんけれども、やはり患者個々に還元ができるような、具体的なそういう内容にしたいと思つて、こう強く主張しておきたいと思つております。

次に、地域指定の解除の要件については、昭和四十九年の十一月の中公審の答申の中にこう書いてあります。

地域指定の解除要件としては「著しい大気の汚染」がなくなり「その影響による疾病が多発」しなくなるが考えられる。具体的には相当期間（例えば五年程度）にわたり大気の汚染の程度が一度か環境基準を満たす程度に改善され、かつ、その地域における新しい患者の発生率が自然発生率（大気の汚染が極めて軽度の地域でみられる患者の発生率）程度に低下することが要求される。

ということで、大気の汚染の程度というのがいわゆる環境基準を満たすことが第一項目、そして、

新しい患者の発生率が指定地域外の患者と同じ自然発生率に低下するということが指定解除の要件となつてゐるわけでございますが、実は六十二年十月の答申では、この重要二項目について明快に出ていないわけでございます。これは明らかにする必要があるのでないかと私は思いますが、環境庁はどう思つておりますか。

○目黒政府委員 四十九年度の答申で示された解除要件をなぜ使わないのかといったような御趣旨の御質問というふうに私どもは受けとめておるわけでございますが、この四十九年十一月の答申の時点におきましては、大気汚染による健康被害の状況が改善される過程においてもなお大気汚染の影響の程度が定量的に判断できる、つまり、四十九年当時の大気の大気汚染の状況の中では、さらにこれから大気がどんどん改善されていっても、患者の有症率その他、かなり定量的に大気汚染の健康に与える影響を判断できるだろうというふうに予測をしておつたものでございまして、

しかしながら、現在の大気汚染の状況におきましては、我が国の大気汚染の程度を、疫学等のもつてきたのでございます。つまり、大気汚染の程度が以前に比べてそれほど高くなつてきたために、その中で患者に対する、あるいは健康影響に対するものがどの程度出るかといったような有症率の問題が、なかなか定量的に判断することが困難になつてございまして、したがって、今回の答申では、現在の大気汚染の状況下では、四十九年当時のこのものは使えなくなつてきていふというふうに審議会では判断をいたしました。現在、この全国のNO₂を含むすべてを含めた大気汚染の状況下では、先ほど来申し上げておりますようなぜんそく等の疾病の主たる原因ではない、こういう結論に達してきてございまして、

いずれにいたしましても、この大気汚染がもと、指定地域の中で相当数の患者が大気汚染が原因だ、こういうふうに認定できていたような状況と、それから現在ではそれが、大多数が大気汚

染が原因であるといったような形で定量的に判断できない、こういうふうに変つてきたということと、ところが大きな理由になつてゐるというふうに私どもも理解をいたしているのでございまして、したがって、解除要件をまつまでもなく、このような状況下では現行の指定地域をすべて解除することが妥当であるということでございまして、

○春田委員 この六十二年十月の答申を読んでみますと、ただいま説明があつたように、定量的な判断の困難性を述べたり、それから大気汚染以外の因子が今日では与えてゐるのではなからうかという形で、いわゆる四十九年十一月の中公審答申と違つた見解を出しているわけですね。

なぜこのように四十九年十一月と六十二年十月の答申が違うのか。それは、要するに四十九年十一月の解除要件が今時点で満たすことができないからなんです。例えば、この中公審の答申では、先ほど言つたように、まず新しい患者の発生率は指定地域外の自然発生率程度に低くなることというところでしよう。環境庁は、この新しい患者の発生率を六十二年四月の国保のレセプトで行つた、四十一地域の中で四地域だけを選んてやつた、全部やつていない。ところが、結果的にはその四地域の中でも指定地域外よりも新規発生患者の方が非常に多いという結果が出た。こういう結果が出ているので、四十九年十一月の解除要件の理由に当たらないわけですよ。それが大きな理由ではないのですか。

○目黒政府委員 これはあくまでも私も、審議会の御意見でございますが、大きな違いは、先ほど申し上げましたように、一つは四十九年制度発足当初の科学的な知見と、それからさらに現状での科学的知見、これは大気汚染のとりえ方あるいは有症率のとりえ方、今国保のレセプト等の御指摘がございましたけれども、とりえ方が変わつてゐる、あるいは相関のいろいろな科学的な知見と、そういうようなものさらに積み上げられておるといったようなことを含めて、今の時点での科学的知見等を踏まえてこのような判断に達したものと私

ども理解しているのをごさいます。

ただ、御指摘のこのレセプト調査、それから指定地域の受診率を行いましたこのATS調査等々、これは一部しか調査してないではないかというところをごさいますけれども、あくまでもこの二つの調査は、例えば国保のレセプト調査のみならずATS調査というものも行っておるわけでごさいます、これについては対象人員の数が非常に大きいとか、あるいは例えば二つの調査をやっているのをごさいます、片や七万余り、片や十二万六千余りといったような世界にも例を見ないような非常に多くの対象を含めたものをごさいます。この制度もそういう関係で非常に一つの評価を得ている調査ではごさいます。

しかしながら、このような調査の中では、現在の我が国の最高濃度レベルの大気汚染の影響をこの中で入れているのをごさいます、現行の四十一指定地域を含めた我が国の大気汚染と健康被害との関係というところで判断をしたものと私ども理解をしているのをごさいます。したがって、まして、個々の指定地域については調査は必要ない、このように考えているところをごさいます。

なお、この専門委員会は、これらの調査のほかに疫学調査、これは一つの有症率の調査でございしますが、これに加えて動物実験とかあるいは臨床的な知見あるいは暴露実験等々を踏まえて医学的に総合的に判断を下したものと、いうふうに私は理解しているのをごさいます。

○審田委員 いずれにいたしましても四十一地域を全面的にゆる解除するのですから、当然それだけの覚悟で環境庁は臨まなければならない。わずかに四地域でもってそして判断する。四地域でも新しい患者の方というのは指定地域が多いわけですよ。それをもって全体をつかむことはできないと私は思うのです。四十一地域全員、全地域をやってそして初めてそれを出すべきじゃないかと私は思うのです。これはそんな中公審の答申だけのせいにしても困りますよ。要するに解除要件に合わないから、こういふことをあなたたちは採用

しないのでしょうか。

さらに第二点の、大気汚染の程度が環境基準を満たすことになっている、こういうことが解除要件の二項目にございしますね。大気汚染の原因というものは、目黒さん、SO₂だけではないことは御存じのとおり。NO_xやSPMを含んだそういう総合的、複合的な汚染というものが今言われているわけですよ。ましてNO_xやSPMというのは環境基準を満たしていないじゃないですか。四十九年十一月の解除要件に全く合っていないじゃないですか。どうなんですか。

○目黒政府委員 御指摘でもございしましたが、四十九年当時の解除の要件と申しますのは、やはりSO₂というものを基準に考えておったわけでごさいます。当時はNO_xについてはまだ科学的な知見等からなかなか判断がでなかったというふうなことで、SO₂を基礎とした条件であったわけでありました。ここいらも、先ほどの審議会の二つの、四十九年の答申と、それから十年以上たった今回の六十一の答申との一つの差ではなからうかと思っているのをごさいます。

それからもう一つは、NO_xの問題でございしますが、今度の制度改正の中で硫酸化物による汚染が改善される一方で、窒素酸化物とそれから大気中の粒子状物質の汚染がほぼ横ばいに推移するという大気の状態の変化を踏まえて私ども行ったわけでごさいます。また、この環境基準という御指摘もございしましたけれども、この環境基準は健康で快適な生活のため、これを維持達成させるための望ましい基準でございまして、それを超えたら直ちに病気になるというものではないのをごさいます。この専門委員会報告ではそのようなことをすべて含めまして、現在の大気汚染では何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない、しかしながら因果関係については判断できないという先ほど来申し上げている趣旨の結論に達したわけでごさいます。したがって、NO_xも含めたものとして私ども理解をいたしておるのでございします。

なお、専門委員会報告では、このNO_xとSO₂と粒子状物質、いわゆるSPM、この三つをもって代表されるというふうに触れられておられますけれども、少なくともこの三つを含んで先ほど来申し上げている結論に達したのでございまして、私ども御指摘のようなことではなく、科学的知見を踏まえ、現在の与えられる限りの最高の知識をもってこのような判断に到達したというように理解をしております。

○審田委員 いずれにいたしましてもこの四十九年十一月の答申と六十一の答申と大きな相違があるかと私は思うのです。いわゆる六十一の答申は灰色なんです。というの、灰色にせざるを得なかった。指定基準のそういうわけゆる解除の要件が、NO_xやSPMについてはそういう基準が出せなかった、また新しい患者の発生率も非常にふえていっている。そういう状況の中で、私はこの中公審の答申が非常にあいまいな形で出されてきたのではなからうかと思っているわけでありました。

したがって、長官、中公審のいわゆる総会というのが行われた。これは中公審が設置されて二回目のことだそうなんです。総会というのめったに開かれない。かつて自動車排出ガスの規制のときに一回行われて、今回の公健法が個別議題で総会としては二回目である。そんな重大な要件を含んだ総会であったわけなんです。ところが、総会の委員は八十名、出席したのは五十五名である、こうなっております。それで賛成したのは六名か七名であり、反対者は五名で、残り四分の三の方たちはほとんど無言であったと新聞でも報道されているわけなんです。そして、専門委員会の鈴木委員長がこの作業小委員会でも欠席されている。こういふいろいろな中公審の答申に至る経過をずっとつぶさに見てみれば、委員の先生方も今回のいわゆる抜本改正といえますか、改悪ですよ、これについては相当な御意見があったと私は言わざるを得ない。そういつた中で、いわゆる矛盾した中で問題を

残したままで今回の改正案が出ているということ、これは公害から人間の健康を守るいわゆる原点的法としては非常に時期尚早である。NO_xやSPMの個々の評価をして、また新しい患者の発生率もつづきに四十一地域全体をやって初めて、こうなんですよというところを出すべきじゃないかと私は思うのです。そんなものがないような形の中で出てきて、そして御審議いただきたいというても審議できませんよ。ましてや中公審のメンバーの中には患者団体が入っていない、財界の方たちが多く占められている。そういう中で、私は中公審を批判するわけじゃないけれども、本心に公正と言ふならば、少なくとも病状を訴える、苦しみをわかつている患者団体を入れて答申を出していただきたいと言わざるを得ないのです。四十九年十一月の答申の解除要件が満たされないうから、あえて独自のそういう見解を出して、そしていかにも状況が変わっていますからというふうなやり方というのは、環境庁のやるべきことじゃないのじゃないですか。

これはあなたたちは中公審と言うかもしれないけれども、環境庁の意見も随分中公審で言っているじゃないですか。私は、六十一のこの中公審答申は、頭で解除ありき、そしてその作業が進められた、厳しく言えばそう言わざるを得ないような状況になってきている。本心にこの審議会の良識ある方たちはそういう形で判断なさっているのです。私は、それを環境庁に察していただきたし、それを行政面で生かしていくのが血の通った環境庁の政治ではないかと思うのです。そういうことを含めて私は環境庁に、再度中公審に諮問をし直すべきじゃないですか。

○目黒政府委員 先生の御指摘の点についてでございますが、この中央公害対策審議会、この中に総会あるいは部会あるいは専門委員会報告等々、先ほど来御説明申し上げているような手順を踏んできたのをごさいます。もちろん、専門委員会報告あるいは専門委員会、作業小委員会あるいは部会、総会を通じて、それぞれ具体的な問題と

してではなく、いわゆる科学的知見をめぐり、あるいは法律制度の問題をめぐり、あるいは最後の総会の場合には結論をめぐりいろいろな御意見があったことは事実でございます。これは、審議会がそのような形の中でいろいろな御意見を吸収し、あるいは御審議をいただきながらこのような結論に達したものと私は考えているのでございます。また、この審議会の答申に至る過程におきまして、たしか昨年の六月であったかと記憶をいたしておりますが、この審議会の部会でも患者団体の代表の方等においてをいたして御意見を賜ったのでございます。また、そのほかその都度それぞれの患者団体の御意見を拝聴し、あるいはお聞きする機会を持っておいたのも事実でございます。また各般の団体、いろいろな団体からいろいろな御意見が出たわけでございますけれども、それぞれ御意見も私もその都度審議会の方へお示しし、あるいは私もその御意見を踏まえ、あるいはその御意見を聞きながら、受けとめながら今日の結論に到達してまいりましたのでございます。いすれにいたしましても、私ども、制度を公正に持つていくためにはやはり今のこの判断がベターではなからうかという先ほどの答弁でもございしますが、そのように考えてきたところでございします。

なおまた、健康被害が懸念をされるような状況に對しましては、先ほど申し上げましたような今後の対応ということで努力してまいりたい、このように考えているところでございまして、私どもの立場といたしましては、やはりこの現在の方針で今後も臨みたい、このように思っているところでございまして、指定を解除し、既存の認定患者の補償は継続し、新しい事業を進める、このような方針を守ってまいりたい、このように進めてまいりたい、このように考えているところでございします。

○春田委員 私、中公審がそういったいろいろな二年ないし三年かけて検討されてきた、そして科学的、疫学的な知見のもとで、合理性のもとで

やられたと思えますけれども、少なくともいわゆる総会のさなか、時間制限もあったと思えますけれども、そういった意思をはっきり言った方は五十五名の参加の中でわずか十名程度なんです。だから私は、中公審の先生方たちが、全員といかないまでもほとんどの方たちがこれはやむを得ない、そういった形であつたならばそれなりの理解のしようがあると思うのですけれども、先ほど言ったような実態からいって、非常に問題が残されたままに出されてきたように思えてならないのです。だから私は、環境庁は、差し戻してもう一回お願いいたします、こういってやつても決して遅くはない、拙速は避けるべきだと思ひます。

ところで、患者に対する補償の費用負担でございますが、費用負担の割合と、賦課金を負担している工場、事業場というものは大体どれくらいあるのですか。

○加藤(陸)政府委員 お答えいたします。

まず、費用負担の割合とお尋ねの件でございますが、所要額は、最近におきましては総額約一千億となっております。その負担割合とおっしゃいます趣旨は負担者のグループの割合だと思ひますので、いわゆる八対二と申し上げておりますが、工場、事業場、いわゆる煙突から出る煙の關係が八、それからいわゆる移動発生源というものが二の割合と相なっております。それから負担する事業所の数、これは年によって多少動きますけれども、大体八千から八千五百カ所でございます。

○春田委員 八千から八千五百という御答弁でございますが、中小企業の事業場、全体の中で割合は大体どれくらいあるのですか。

○加藤(陸)政府委員 中小企業、いわゆる資本金一億未満、従業員三百人未満という大体的考え方です。先ほど八千五百から八千と申し上げましたが、最近の数字で八千六百でございます。訂正させていただきます。そのうち千八百が先ほど申し上げたいいわゆる中小企業の工場数でございます。

○春田委員 加藤局長から費用負担については工場、事業場が八割、自動車重量税が二割というところで御説明がございました。

工場、事業場の排出するSO₂が減ってきているのは事実でございます。そういった面で、先ほどから私が述べているように、NO_xとかSPMにつきましては、特に大都市では環境基準をオーバーしている。したがって、この八対二の割合を要することによって現行制度が維持できるではないかという意見もあるのです。これは局長、どうお考えになりますか。

○加藤(陸)政府委員 お尋ねの点でございますが、先生も御承知のとおり、この八対二の割合というのは、固定発生源と移動発生源それぞれの発生するSO₂及びNO_xの総量、したがって、固定発生源からSO₂、NO_x、両方出ておられますし、移動発生源からSO₂、NO_x、両方出ておられます。ただ、移動発生源の場合はNO_xの方が圧倒的に多いということでございしますが、それぞれのSO₂、NO_xの総排出量の比率を基礎にして決めてきたものでございします。

先生いみじくもおっしゃいましたように、SO₂の排出量というものは減少してきております。ただ、全国の総排出量というオーダーで見ますと、減少はしてきておりますけれども、ただいま申し上げました、その総排出量の比率は当初八十対二十という比率で、一八年前後だったと思ひますが、比率で八対二となつておりましたが、これをずっと毎年調査の上、監視し続けてきておるわけでございします。推移を見てまいりますと、細かい数字は省略させていただきますが、工場、固定発生源の方が八割を切っております。しかし七六・〇％とか七・〇％。それから移動発生源の方の総量が二・一〇％、三・〇％という形でございまして、結局八対二の割合を変更すべきところまでは総排出量ではきておらないという状況でございます。御趣旨はよくわかりますけれども、これを要するところにはまだ至っていない。

ない。それから他方、これで財源が云々という御発想にもつながつておるやに承りましたけれども、今のような実情も含め合わせますとこの關係ではちよつとそういうふうにはなかなかないものだというふうにお答えせざるを得ません。

○春田委員 この患者の実態といひますか患者の苦しみは地方自治体が一番知っているわけですが、そこで環境庁は、四十一指定地域の地方自治体に意見を求めるという形で、意見を求めるために照会を出されておりますけれども、これは全国から、対象県数は何県あつて何県返事があつたのか、まずそこから御説明いただきたいと思うのです。

○目黒政府委員 全国の四十一の指定地域を含む地方公共団体並びにそれをカバーしております大阪府、東京都を含めた各県、そういったところの五十一から御意見をちょうだいしたのでございします。

○春田委員 その五十一自治体の中で、指定地域解除に賛成といひなくとも前向きに、要するにこの解除については理解いたします、こう意見書が出たところは幾件ありますか。

○目黒政府委員 私ども先般来御説明申し上げているわけでございしますが、この自治体からの意見につきましては、さまざま理由から、地方公共団体それぞれ置かれております実情あるいは状況等から特に大都市の地方公共団体、こういうものを中心といたしまして、大気汚染についてはなお改善を要する状況があるとかあるいは窒素酸化物の健康影響についての科学的解明が十分でないといったような理由から、指定地域の解除に對して慎重な対応を求める意見が多く見られたことも確かでございます。また、今後の新たな健康被害の予防事業とかあるいは大気汚染防止対策等についても強い要望が寄せられていたのでございします。いすれにいたしましても、私どもが地方自治体から意見聴取を行つております趣旨は、單純に地方自治体の賛否をとつて多数決によつて物事を決

するということではございませんで、やはり各関係地方自治体の意見を参考に入れます、そして制度運営の適正を期するということであるというふうに理解をしております。したがって、私どもの方といたしましては、環境庁としては広範な内容を持っており、それぞれその意見、それぞれ非常に広範な、先生御承知のとおり非常に分厚いものでございます、広範な内容を有しますこの地方自治体の意見についてその結論だけでなく、この背景となっており理由とか状況といったようなものも含めて検討をいたしているところでございます。

〔委員長退席、戸沢委員長代理着席〕

○春田委員 そういった苦しい答弁しかできないわけですよ、結局。だから、賛成と明確に言ったところはないし、たとえ条件をつけたとしてもそういったいわれる理解を示したところはないと私は思うのです。目黒さんは、大気汚染といいますがNO_x対策がそういった形で大半の自治体から出てきた、それさえあれば地方自治体も理解してくれるんじゃないかというところの方に重点を置きながら、地方自治体の意見を環境庁なりに受け取っているんじゃないかと思うのです。しかし、毎年毎年行われている大都市のいわゆる公害の主管局長会議の中では、やはり沿道住民の健康被害調査をやっている、再三環境庁に対して要請がありながら、そういったいわれる健康被害実態調査なんかやってないわけでしょう。だから、環境庁が今回法改正に伴って基金で保健事業と改善事業をやっていくと言っても、その実効性、具体性というのは、非常にやはり各地方自治体から察知されているわけですよ。患者の実態を知っているのは地方自治体ですよ。その地方自治体、五十一自治体から一自治体でも、今回の法改正は合理性があるといった形で賛成らしき考え方をしたところはないのではありません。それを、いわゆるNO_x対策をやれば理解してくれるのではなからうかということで、安易に考えてやっていては、私は環境庁の考え方、甘いと言わざるを得ないのです。

得ないのです。

ところで、今回新聞でもちょっと報道されましたけれども、この解除の照会で、模範回答というものが出たというところが大きく新聞に出ましたね。これは環境庁は知っていると思うのです。が、環境庁が関与していたのですか、これは。

○目黒政府委員 当時の新聞に先生御指摘のようなことが載ったのは事実でございますけれども、私どもと地方公共団体との関係と申しますのは、単に意見聴取のみならず、日々の、日常の、主管局長会議とおっしゃいましたけれども、いろいろな各レベルの会議あるいはそれぞれの、例えば指定地域について申し上げます、各種の保健福祉事業あるいは各種の業務の中で、それぞれの地方公共団体と密接に連絡をとりながら環境行政を行っているのが現実でございます。

しかしながら、私どもはこの意見聴取を行います際に、御指摘のようにこの意見聴取に際して環境庁として地方公共団体に圧力をかけたというようなことは、一切ないのでございます。地方公共団体の求めにこたえて、一体考え方を、それをもし向こうから聞かれば、私どもは来庁された地方公共団体の職員の方と、これは通常の業務の中でのいろいろな連絡をとりながら、この問題を含めていろいろ問題について議論をすることも、あるいは協議をすることもあるわけでございます。あるいはまた関係団体からの意見が、こういうのが来ているとか、あるいはこの保健福祉事業についてはこのような意見が寄せられているとか、あるいはこういう要望があるといったようなことについて、私どもも互いに意見を交換し合っているわけですよ。私どもは一切ないのでございます。

○春田委員 私は圧力をかけたとは言っていないですよ。関与しているかと言っているのです。だから環境庁は、今回本当に患者側の立場に立つのか、企業側のサイドに立つのかによって、要するにどっちでもいい、そういった回答ができるわけですよ。つまみ食いができるわけですよ。そういう

った面で、新聞でありますけれども、特に反対の声が強かった東京都とかそういった強い自治体のところには、そういった模範回答なるものは行っていない。いわゆる前向きな姿勢を示している自治体のところには、そういったいわれる文書が出たという形で――首をかしげていますけれども、新聞に載っているのですから私は言っているわけでございますけれども、そういったことで、それを知っているのは環境庁じゃないわけでしょう、本当に。そういったいわれる疑惑を招かないような毅然たる態度をもっていたいただきたいなと思っております。

今、目黒さんから、通常の文書だけではなくて日ごろから意見交換をやっておられるということでございますが、長官、患者が一番多いのは東京、大阪ですね。神奈川等もございまして、東京、大阪に比べて、直接、庁から、公健法の改正については環境庁はこういう立場に立っておられるけれどもどうなんだと、じかに意見を聞かれたことはあります。

○目黒政府委員 私どもの方では、地方公共団体に、二条四項という、御指摘のような形では私どもは文書で行ったのでございます。それから、そのほか、公害デモとかあるいは各種の知事さんとの集まりとか、懇談会とか、そういうふうなもの、私ども開催をいたしているところでございまして、そういう知事さんレベルと大臣の間にいろいろな、環境行政全般にわたります協議と申します、意見の交換という場があるのは事実でございます。

○稲村国務大臣 春田先生の御質問で、ずばりこの問題を掲げての討議はございませんでした、四十三号線沿いの尼崎、西宮等の市長のNO_x対策についての要望では一回、一時間余にわたって意見を聞かせていただきました。

○春田委員 四十三号線の神戸地裁の判決は、患者個々については賠償するのはちょっと認めがたいという形の、地域全体レベル、騒音とか、そういったことについては判決が出たわけではござい

す。私は、この問題につきましては、四十一地域全域、それを抱える十都府県があるわけでございますが、全部の首長さんの意見を聞くというのは大変かもしれないけれども、多くの患者を抱えている自治体、とりわけ東京都などというのは独自でそういった国ができないのをカバーしながらやっているわけでしょう。そういったことで私は、少なくともそういった多くの患者を抱える自治体の長の御意見というのは長官からじかに聞いていただきたかったな、こういうことです。今後の環境行政もございまして、長官大変お忙しいと思いますが、画竜点睛といいますが、キーポイントについては長官みずから御意見を聞くのが大事じゃないか、こう思っておりますので、今後のこともありますので、大臣の方にお願いをしておきたいと思っております。

ところで、私はこの問題、質問しようかどうか、随分悩んだのですけれども、反対の立場でございまして、基金の問題を聞くのはちょっと踏み込んだ形になりますけれども、いざにいたしまして、基金構想なるものが出ておりますので、ちょっと触れておきたいと思っております。

指定地域を解除された地域を中心に、健康被害防止事業を行う基金構想というものが出されているわけでございますが、この事業の財源にはどれくらいの基金の積立金を考えているのか、御説明をいただきたいと思います。

○加藤（陸）政府委員 新事業という名前で御説明申し上げるような関係のものを考えますと、大体基金の額にして五百億程度の額を考えております。

○春田委員 当初、一部新聞報道では、一千億という形が出ておりましたけれども、これは財界から値切られたのですか。

○加藤（陸）政府委員 値切られたとか、そういう関係につきましては何とも答えし方がないわけでございますけれども、五百億は確保するということを考えております。

○審田委員 この基金構想なるものは相当前から出ておりまして、環境庁なりに御苦労なさったのだと思いますが、いゆる法改正ありきの中で、環境庁がこういう財界との交渉をやられたという形が報道されておるわけでございます。当初は一千億という話も出ておりましたので、相当値切られたのではないかとお尋ねしたわけでございます。

この基金の拠出者はどう考えているのですか。

○加藤(陸)政府委員 今回御審議をお願いいたしております改正法律案に載っておりますのでございしますが、「大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気汚染に関連のある事業活動を行う者」が拠出するということでありまして、具体的に平たく言いますと、ばい煙発生施設等設置者、それから自動車の製造業者という方々がこれに当たるといふふうに想定をいたしておるわけでございます。

○審田委員 先ほどのいゆるばい煙排出企業の中で、中小企業は千八百社あるという形でお答えいただきましたけれども、中小企業の中には相当な資金をつぎ込みながらSO₂対策をやった減らした、その努力が報われないという一方の意見もございします。資本金をオーバーしていゆる賦課金を出しているというガラス工場等もあるという意見も聞いておるわけでございしますけれども、その意味でこの基金の拠出者には中小企業は対象外にすべきであらう、またすべきである、私はこう思っておりますけれども、どうでしょう。

○加藤(陸)政府委員 基金の拠出者のお話に入ります前に、先ほど私申し上げました八千六百、そのうちいゆる中小企業、資本金一億以下、就業人員三百人以下の定義に当たるものを千八百と申し上げました。その前提になるものをちょっと御説明をつけ加えさせていただきます。

世の中に中小企業というものは数が多いでございます。つまり、ばい煙発生施設を有する工場、事業場としては七万余りございます。その

うち、賦課金を負担しておられる工場、事業場が八千六百ということで、負担をさせているというところの数字だけ申し上げたものですから、先生十分御承知の上のことと存じますけれども、いいいますのは、ある一定量以下の排出ガス量、ノルマル立米五千とか一万以下、これは地域によって違いますが、こういうところからは負担を求めないこととしたしておる点をまずつけ加えさせていただきます。

〔戸沢委員長代理退席、委員長着席〕

さて、その上でございしますが、基金の負担をどうしていくかという問題、これはまだ、御審議いただいた上幸いにして実施段階になりましたらのこととございしますけれども、その実施細目につきましてはさらに詰めていかなければいかぬところとございまして、これは特殊法人である補償予防協会に設けるというものでございします。今ここで、しかも今の段階で云々するのはちょっと早計でございします。ですから、余り詳しくはあれでございしますけれども、先ほどちょっと御説明でつけ加えしましたように、ある基準立米以下の排出量のところ、比較的少ない排出量のところは、賦課金の場合でございしますけれども、対象にしないというふうなこともございします。ですから、その辺は先生おっしゃいました御趣旨も十分踏まえながら、いづれ関係者の御協議をお願いしなければなりませんけれども、そのときには私もいろいろそういうことを十分念頭に置きながら、いろいろ御相談なり、指導といえますとちょっとおがましゅうございしますけれども、適切に対処してまいりたいと存ずるものでございします。

○審田委員 時間が非常に切迫してまいりましたので、あと、この地方自治体の意見の中でNO₂対策をという声が随分上がっていたわけでございます。そこで、このNO₂対策についてひとつお尋ねしていきいたいと思います。

環境庁はNO₂対策、今保健法でやっておりますけれども、タイミングを図るようにきのうプレス発表されました、きょうこれが出ておりますけ

れども、そういう面では環境庁は非常に巧妙であるといえますが感心しているわけですが、話は違いますが、かつて水銀問題が大きな社会正義問題になったときも、環境庁がいろいろ調査して、被害はございせんということと一遍におさまったという経緯もあるわけでございます。そういうことで、環境庁というものは非常に時を得てうまいこと新聞発表するなど、率直なことを言えば感心しているわけです。

大気汚染にかかわる地域指定を解除する場合、地方自治体が一番心配しているのは、大都市沿道の窒素酸化物が高い水準にある、今までの環境庁の対策が不十分なので住民の不安が解消されない、こういうことでございします。そこで、環境庁は今後どのように沿道住民に対する心配、懸念をなくしていく対策を講じようとしているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○長谷川(憲)政府委員 お答えいたします。

沿道を中心にして、いゆる交通公害が非常に大きな問題になっているわけでございますので、交通公害対策というところで従前からいろいろな対策を講じているところでございします。

まず一つは、道路を走っております車の排ガス規制の問題でございしますが、この排ガス規制につきましましては、従前から技術の発展を待ちながら逐次規制を行ってるところでございまして、御案内のとおりことしの一月においては、大型ディーゼルトラックの二五％削減あるいはライトバンの乗用車並み規制等の窒素酸化物の排出量を大幅に削減する告示の改正等を行いまして、それぞれの自動車の規制を逐次強化いたしているところでございします。中公審におきまして、引き続き車の排ガス量の規制については現在も検討いただいているところでございします。

それから、車そのものとは別に、車の全体の流れといえますか量をもっと少し効率的に動かすことを考える必要があるだろうということで、京浜、阪神地区におきまして地方自治体あるいは関係省庁を入れましてこういう交通流、人流、物流とい

うその流れについてどのようにやらたら一番効果的に人が動くことができるのかというふうなものにつきましても、現在それぞれの地区においていろいろ検討いたしておるところでございします。それから、最近道路の立体交差だと右折専用車線をつくることによりまして道路の渋滞が少なくなつて排ガス量も減つてくるというふうな知見、あるいは国公研におきまして道路構造による研究成果というものもいろいろ新聞等に出ておるわけでございますので、そういうふうなものをいろいろ調査結果、成果を踏まえながら、私も総体的に交通公害問題について取り組んでまいりたいと考えておるところでございします。

○審田委員 NO₂対策のなめはやはり発生源であると思うのです。窒素酸化物の環境基準の達成がすぐれている原因の一つには、自動車の排出規制が不十分であると言われているのです。特に最近では高速道路がどんどん建設されていっている、そういうことで自動車の走行パターンが変つてきたのです。自動車排ガス規制の前提となる走行パターンが現状と違つてきておりますので、せつかくその効果が減殺されていくおそれもあるわけですが、そこで、この走行パターンを見直す必要があると私は思うのですが、どうお考えになっておりますか。

○長谷川(憲)政府委員 自動車の走行モードのお話は、ただいま先生から御指摘ございましたように現行の乗用車のテンモードといふのは十年前のかなり古い走行実態からつくつておるものでございしますから、確かに現在の高速道路の伸展等に伴います自動車の走行実態は必ずしも反映されていらないというふうな御指摘が従前からございまして、私も五十九年度から三カ年をかけた大都市地域における走行実態の調査を実施いたしているところでございします。その結果、高速道路の延伸によりまして高速走行の増加等の実態がある程度わかつていっているわけでございます。現在その結果につきましては解析を続けているところでございまして、この解析等を行うことによつて、中公

審において必要な排ガス特性の把握なり現行モードとの比較ということをやリながら新しいモードの必要性等について議論を進めてまいっているところでございます。

○春田委員 大型トラックのディーゼル車ですが、最近非常にふえているわけですね。大型トラックではエンジン直噴式と副室式があるらしいのですけれども、現在直噴式のエンジンが使われている。このエンジンの方が副室式より強いわけでございますが、その分窒素酸化物の排出量も大きい。そこで、いわゆる直噴式の規制強化が今まではなまぬるかたではないかという声もあるわけでございます。私は次回の規制強化に当たっては直噴式の車の規制を避けて通れないと思っておりますけれども、環境庁はどうお考えになつておりますか。

○長谷川(憲)政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。特に大きなトラックにつきましては副室ではなかなか馬力が伴わないということで直噴のディーゼルが非常に多い形になつておるわけでございます。直噴と副室のディーゼル車におきまして排ガス量もやはり直噴の方がどうしても多くなるという傾向がございます。私も従前から、直噴、副室を含めまして大きなトラックに対するNO_xの排出ガスにつきましては何とかもう少し技術を開発していただいて排ガス量を減らしていきたいというぐあいに思つておるところでございます。ただいま先生からお話がございますように、特に直噴式ディーゼル車に対する規制についてはより一層の技術の進展を待つて対応してまいりたいと思つております。

○春田委員 さらに、大型トラックではエンジンについての機械的な改善で排ガス規制に対応してきたのでありますけれども、これだけでは排出量の削減も小幅になつてしまつたという声もあります。もつと技術的な対策技術を活用する必要があると思つておりますけれども、環境庁はこの点、どうお考えになつておりますか。

○長谷川(憲)政府委員 ただいま先生から御指摘ございましたように、特に大型トラック等につき

ましてはかなり規制強化をやつておまして、その低減技術が非常に高度、複雑なものになつておるわけでございます。エンジン本体の改良のみではなかなかこれ以上の大幅な低減といふものはいろいろなことで難しい状況にあるわけでございます。

それで、今後のNO_xの低減対策といたしましては、先生からお話ございましたように、普通の乗用車等が使つております排出ガス再循環装置といふものが大型車の方へ使えればかなりの排ガス量を減らすことが可能であらうというぐあいに思つておるわけでございますが、実際問題といたしましては、ディーゼル機関の特性から黒煙が大幅にふえてまいるとか、あるいは耐久性なり信頼性の問題等がございます。なかなか難しい問題を抱えているわけでございます。現在ディーゼルが使つております軽油でございますけれども、その軽油中の硫黄分、S分の低減を図ることによりましてこういう耐久性、信頼性の問題がある程度解決するという文献等もあるわけでございます。で、私もそういったしましては、いわゆる低硫黄軽油の研究を進めてまいりたい。低硫黄軽油の使用を前提といたしまして排ガス再循環装置の普及といふことも、大型トラックに取り込むことによりましてその大型トラック等の排ガスの量を減らすことができるのではないかというぐあいに思つておるところでございます。このような調査を今後行いまして、必要に応じて規制強化等をやつてまいりたいと思つております。

○春田委員 こしの一月に自動車の排ガスの規制を強化したわけでございますが、今後、NO_xを減らすために直噴式の車に重点を置いた新たな規制の強化、さらにディーゼル車の黒煙の問題、先ほど言った走行モードの見直し等の問題があるうと思つております。こうした問題に対応する規制の強化を一刻も早く行ふべきであると思つておるわけでございます。この規制を大体いつごろ考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○長谷川(憲)政府委員 ただいま先生からお話ございましたディーゼル車等の車からのいわゆる窒

素酸化物の一層の低減なり、走行モードの見直しなり、あるいはディーゼル黒煙の低減ということにつきまして、いろいろの調査なり研究等を行っているわけでございますが、こういう調査研究等を行いつつ、中公害において現在審議を進めておるところでございます。できるだけ速やかに答申をいただきたいというぐあいに考えておるところでございます。

○春田委員 速やかに答申をということでございますが、環境庁としては大体いつごろと考えているのですか。具体的な時期というのはいわらないですか。

○長谷川(憲)政府委員 非常に難しい調査研究等を行うわけでございます。その結果を踏まえながら中公害において御議論いただきまして答申をいただくという形になつておるわけでございます。で、なかなか事務的にいついつまでといふものは申し上げられませんが、私も、私もといたしましては、ただいま先生からお話ございましたようにいろいろの対策を講ずるに非常に関心な部門でございます。で、できるだけ早く、六十四年度中に、できればその半ばくらいまでに答申をいただければと思つておるところでございます。こゝろ辺につきましては今後とも中公害によりよく願ひ申し上げたいというぐあいに思つております。

○春田委員 時間が参りましたのできょうはこれで質問を終わりたいと思つておりますが、最後に長官、先ほどから論議してきたわけでございますが、今回の法改正については、大気汚染の原因でございます。いゝゆるSO_xが減る一方でNO_xやSPMが相変わらず横ばい状態である、大都市の沿道周辺では環境基準をオーバーしている、そして大気汚染が今回のいわゆる気管支ぜんそく等との関係も否定できない、こういった中公害の答申もあるわけでございます。こういったいわゆる複合汚染等の解明がなされない中で、またNO_x対策が十分にされない中で全面解除というのは非常に乱暴きわまりないやり方であらう、私はこう言わ

ざるを得ない。したがって、地域指定解除というのは、拙速をやめて、四年ないし五年じっくりこういった解明や対策をやリながら段階的に解除をやつていって決して遅くはないのではないかと、こう私は思つておるわけでございます。

何回も言いますが、企業サイドではない、あくまでも患者個々の、そして人間に光を当てていくのが環境庁の目的であり、存在価値であるのではありませんかと私は思つております。その最高の長が長官であり大臣でございますので、そういった形で、本当に被害に数十年苦しんできた方、またこれから新しく発生するであろう患者の方たちに、国の唯一の救済機関は環境庁以外ないわけですから、そういった立場でこの問題をとらえていただきたいと私は強く主張するわけでございます。長官の覚悟といふますか決意といふますか、そういったものを再度伺ひして、終わりたいと思つております。

○稲村国務大臣 先生の再三にわたる健康を守るという御熱意あふれる御意見をできるだけ体して、環境行政の基本に立つて私なりに頑張りたい、環境庁としても一生懸命努めたい、こう申し上げて、御理解いただきたいと思います。

○春田委員 通産省の方にせつかういふいたのですが、次回に譲るといたしまして、きょうはこれで終わりたいと思つております。

○林委員 滝沢幸助君。

○滝沢委員 委員長、御苦労さま。長官初め皆さん、御苦労さまです。

前回に続きましていろいろと御質問を申し上げたいと思つておりますが、時間が限られておりますので、できれば御答弁を率直に、端的におっしゃつていただきたいと思います。

世の中「地獄のさまた金次第」と言うのですね。何か短歌を勉強しておりましたら、あらゆる和歌、短歌の上の句をそのまま生かして、その後「それにつけても金の欲しさよ」と言うといふ歌になるのだそうです。「大江山いくの道の遠ければそれにつけても金の欲しさよ」「働けど

働けどなお我が暮らしそれにつけても金の欲しさよ」というぐあいなそうだな。それはど金というの大事なのですよ。今度の公害補償、せきをしている人が診察を受けて、大気汚染に基づくものだという判こをお医者さんにちょうだいして役所にせよば補償をして差し上げるといふことで、要するに金のさたですわ。これを改正されようといふことも、しよせんは金にまつわることじゃないかと思うのです。

そこで、今の制度の中で、自動車と各種工場等の費用の分担というのはどういうふうになされていきますか。簡単にどうぞ。

○加藤(陸)政府委員 工場八割、自動車二割でございます。総額が約一千億円でございますので、工場八百億、自動車二百億余りというところでございます。

○滝沢委員 そうでした、たびたびどうも説明を受けるのだけれども。

そこで、その八対二というのを今度は工夫するのしょう。工夫するんですよ。そうしましたら、今度はどのようなぐあいに手直しをするのですか。そうした結果、どのような推移でこれは負担が変わっていきますか。

○加藤(陸)政府委員 御質問ではございますが、工夫するということではないかと存じます。この八対二となった経緯と申しますか理由、これは中央公害対策審議会における検討に基づきまして、この制度発足の当初からでございます。昭和四十九年以來でございますが、そこで言われておりますことは、全国の固定発生源、工場と自動車関係それぞれのSO_x、NO_xの総排出量の比率というところでございまして、確かに先生御指摘のように比率は八二対一八%ぐらゐから始まりまして、七六%対二四%というようなところへ変動はいたしてきておりますので先生変えらるんではないかとおっしゃったのかと思ひますけれども、この比率は八対二が妥当な状況の幅にございまして、その点はちょっと……。

○滝沢委員 その中で工場等が負担するものは地域的に格差があると思うのです。そういう分担

はどうなっておりますか。特に指定地域とその指定以外の地域との負担の状況はどうでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 お答えいたします。

この賦課金は、先ほどもお答えいたしました、全国で約八千六百の工場、事業場から徴収しておるわけでございまして、全国の地域別に見てまいりますと、六十一年度の都道府県別の徴収金額の上位から申し上げていきますが、上位三県では、北海道約七十六億、二番目が愛知県でございまして約七十二億、神奈川県約四十六億円となっております。ちなみに、認定者の多い東京、大阪におきましては、東京二十八億、大阪三十四億円という負担になっております。

それから、これを指定地域とその他地域の負担割合ということで分けてみますと、最近では、六十一年度の申告実績によりまして、賦課金総額の三四%が指定地域、それから北海道から九州に至るその他の地域が負担しておられるのが六六%という数字に相なっております。

○滝沢委員 つまり指定されて、煙その他で空気を汚して患者を出して指定されているところは日本じゅうから集めた金の三四%しか負担してないのですよね、そして六六%というのは罪のないところから取っているんだよね、これに不満があるのしょう。だから今度の見直しというようになことも出てきたのしょうけれども、率直に言います、私は東北でございまして、北海道は指定地域でなかったように思うが、そういうところの工場その他が、特に北海道は随分とこれを納めて

いるわけでありまして、愛知なんというのはこれを出したりもったり、どっちが多いのか知りませんけれども、神奈川県ももうべき立場のようでありまして、そういうことに対する不満は、あした四日市の市長さんでも呼ばれた数字が出てくるかもしれないけれども、不満はあるでしょう。そういう意味で、患者を出していないところを安くしていくという工夫がないのですかね。

○加藤(陸)政府委員 これは、患者を出していないところを特にどうこうというのはなかなか難しい

問題があるかと思いますが、この制度、公害健康被害補償制度における費用負担につきましては、汚染原因者負担を基本といたしておるわけでございます。しかし、指定地域の大気汚染に關係するのは、必ずしも当該地域内に所在する事業者だけには限らないこと、それから、大気汚染に對しましては、やはり空気でございまして、事業者は共同で責任を負うのが適当でないかというようなことを考慮して、費用の負担は、先ほどお答え申し上げましたように、広く全国から求めることとしておるわけでございます。

しかし、先生もまさに言っておられるわけでございますが、指定地域はその他地域と同じというのはいかなるものであるということから、実は現行制度におきまして、同じ煙の排出量に對しても、大気汚染の状況の格差等を考慮いたしまして、料率に差を設けております。これは九対一、平均でございまして、地域によつては九よりもっと上のところもありますし、ちょっと低いところもあります。同じ一立米当たりでも九対一という差はつけてあるわけでございます。ただし、それをさらにどうこうというわけにはちょっとなかなか難しいというところを一番冒頭に申し上げたわけでございます。

○滝沢委員 ですから、これは被害を出したというところに対する民事責任を補償するという精神だと聞いておりますから、その意味においては、おっしゃる通りに、それは理屈のつけようではない。人間のほとんど住まない、私の会津のごとき工場が煙を出した、しかし、それが四日市にせきを起こさせるものだろうかというあたりが難しいところですよ。もちろん患者さんを見捨ててはならない、患者さんに対して温かい補償、補償という言葉をひつかかるといへばひつかかるのです。愛の手を伸べるということは、これは国家の責任だと私は思ひます。だけれども、おとといから申し上げているとおり、私は複合被害、こう

申し上げたのだけれども、公害なんというのは本当は企業の人間、その企業に對してこびへつらつ

ている行政の思想、これはやはり将来改善されなくてはならない。必ず責任者があるのですから、責任者を糾明して、責任者が補償するのが當然なのです。私は公害という制度そのものが一つの甘えと割り切りだと思ひます。

それはそれといたしまして、そういう意味からいいますと、へ理屈をつけられれば、確かに患者を出していない地域の工場等も負担をするという理屈も立つけれども、しかし、これにはやはり格差をつけていた方がいいことがなければ、公害のない、つまり今までの指定地域を解除するのださうであるけれども、今まで解除されなかった時代のことを考えてみても納得いかぬものがあるじゃないか、これは公共団体もそのとおり、工場等もそう、こういうふうな思ひです。

そこで、指定地域が解除された後の費用負担はどう変わってきますか。

○加藤(陸)政府委員 若干御説明をつけ加えさせていただきます。指定地域解除前に既に認定を受けた方々に對しまして、従来どおり補償給付の支給を行うという前提にまず立っております。その費用につきましては、現行どおり、その八割分を全国の工場等が負担する、残りの二割は自動車関係ということになるわけでございます。それから、指定解除後にそれがどうなっていくかという問題につきましては、既認定患者の人数がどう変動するかという問題によつて額はいろいろ変わってまいりますけれども、負担の方法についてはただ申し上げますと、解除後は、既認定患者にかかる費用に充てるものですから、既認定患者が、被認定者が過去の大気汚染の影響を受けたものであるというふうな考えられるところから、指定解除前の汚染原因者に負担を求めるといふことで、賦課金の額は指定解除前の排出量を基に指定解除後の排出量も勘案して算定していく、こういう方式でまいりたいと思ひておるわけでございます。

○滝沢委員 同じはげでも、加藤さんののはげは頭がいいからには、私は頭が悪いからにはげたみたい

で、どうもわからぬようでございます。しかし、私はくれぐれも申し上げますが、被害を出していない、患者のいない、したがって今まで指定もされていない地域、公共団体や工場等が、被害を出している、患者を出している地域のために過大な負担をさせられるということはやはり納得いかないと思うのです。重ねてひとつ長官に、これらについて各地、各層から理解の得られる工夫が今後される見通しがあるかどうか、承りたいと思います。

○稲村国務大臣 公健制度の運営に必要な費用につきましては、全国の大気汚染の原因者が共同して費用を負担するという考え方に基き、負担を広く全国に求めてきておるところでございます。現在、そのようにやっております。今後の運用に当たっては、先生の本当に人生の貴重な体験に基づかれた、真理をついているなどとは先ほどから正直拝聴されておりますが、御意見を体して、それが生きるような方向で環境行政が努力しなければ、こう私も思います。

○滝沢委員 お金の話ばかりしていると夢がないのでありますが、しかし今日までも実は福祉的な面については患者の皆さんにも具体的には随分と御不満があったこととございます。ところで、今度新しく、個々の方々には補償しないというようなことで、いわば予防対策のような形で、公園を整備したり道路を整備したり環境を整備したりなさるということとありますが、それらの仕事というのは今度積み立てるといふ新しい基金を使っている。そうしたときに、これは具体的にどのようになされることであるか、また、その基金を使っている計画等についてもひとつ承っておきたい。特に申し上げたいことは、この制度が変わるならば、このような患者さんあるいは地域住民に対する福祉の施策等について後退することのない一つの約束をちょうだいしたい、こういうふうに思います。

○目黒政府委員 まず、御指摘の公害保健福祉事業についてでございますけれども、認定患者の

方々からさまざまな御要望をいただいているのは事実でございます。この事業は、認定患者の健康の回復と保持増進ということのために特に行われている事業でございます。したがって、この事業につきましても、引き続き御要望を踏まえてこの充実努めてまいりたい、このように思っているでございます。

また、御指摘の基金による事業でございます健康被害防止事業の点でございます。この健康被害防止事業と申しますものは、人の健康に着目いたしました環境保健事業、いわゆる健康に關したものと、それから環境そのものに着目した環境改善事業、この二種類から成るのでございます。

環境保健事業の方は、原則として第一地域指定を解除された地域の人口集団を対象といたしまして例えば健康相談を行う、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、保健婦や医師等による健康相談あるいは健康診査等を行って健康の確保や回復を図るものでございます。また大気汚染の健康影響等に関する研究、これも行ってまいりたい、このように思っているでございます。

特に調査研究と、それから今申し上げましたけれども、医師、看護婦等による呼吸器疾患にかかわります相談とか指導あるいは病気の予防のため健康診査、こういったようなものをまず考えているわけでございます。また三番目には、大気系の呼吸器の病気でございまして、この医療体制を万全にするというふうなことから、呼吸器外来の整備というものによりまして医療の充実を図ってまいりたい、この三つが一つの目玉と申しますか主な項目でございます。これらを含めまして、先ほど申し上げましたけれども、さまざまな研修や研究あるいは各種の事業それから施設整備のための助成、このようなことを行っているでございます。

それから環境改善に關する事業といたしましては、例えば交通公害防止の計画づくりあるいは低公害車の普及促進等によりまして、環境質自体を健康被害を引き起こす可能性のないものとするものでございます。

のでございまして、低公害車の普及促進等に關する調査研究、地域の大気環境改善のための計画の作成等といったような事業を内容とするものでございまして。

この二種類の事業、それぞれこれは協会の基金の事業として行うものでございますが、基金の事業として行うに当たりまして、一つは協会自体が直接行うもの、これは例えば研究とか研修とかPR、こういったようなものは協会自体が行うものというところで基金から出さまいりたい、このように考えております。それからもう一つのものは、私も各種のメニューを用意してあるわけでございまして、各地方公共団体がそのメニューに従いまして今ざっと申し上げました項目につきましてそれぞれ選んでいただきまして、その行う事業につきましても助成を行う、こういう形のものを考えているのでございます。

○滝沢委員 そうしたお仕事をなさる上で私が心配しておりますのは、一つは負担金を出していただく企業側の協力です。もう一つ大事なのは、県市町村を初めいゆる公共の協力、特に私は今までの国の行政をいろいろと見ておりまして、正直な話、強い省庁と弱い省庁がある。そういう意味では今おっしゃったようなことは建設省ないしは自治省あるいは厚生省、あるいはまた自動車の排気の問題だということならば、どのような機能の自動車の開発を奨励しないしは認可すべきか、あるいはまた使う油の品位を指定することもできましようし、その意味では通産省や運輸省との関係もございまいしょう。そういうものの協力体制が混然一体となつて環境庁を中心としていくならば成果をおさめることもできようが、今日までのことを考えますと、どうもなかなかそういううまいわけにいかぬと思うものですから大変心配しているわけでございます。これは長官いかがなものですか。

○稲村国務大臣 全く滝沢先生の御指摘のとおり、環境庁が今挙げられた一連の省庁との単なる調整役でなく、もう少し真剣に、前向きに国民の

健康を守る、環境保全をするという積極的な姿勢で調整、企画、機関車役、牽引車の役をしていただければいい環境保全ができるのだらう、こう思います。大変な御指導をありがとうございます。

○滝沢委員 そこで、前回私は一番最初に、中公害委員の任命が適当なんだろう、適当といえは適当——適当というのはいかげんという意味とまことに結構という意味と二つありますが、そのところはそれにしまして、会議録を公表したかどうかと言いましたらそれはできぬというのです。できないのは、何か中公害の最初の会議のときに申し合わせたとか何とか言っております。ただ、中公害自体のことだからなんっておっしゃるのだけれども、そんなのは言いわけであります。いやしくも国の行政にかかわる審議会等が公費を使つて審議をされた議論の経過——それを言うところと部会報告とか新聞とかに言っております。なんて言いますけれども、そんなことで済むものではなくて、やはり国民に開かれた姿勢というものが私は必要だと思ひます。長官、私は何も中公害に限って言っているわけではございません。いろいろの審議会等がございまして、それらすべてのことについてのの中根内閣のいいますか、あるいは戦後政治の一つの姿勢を、思想を私は問うているわけでありまして、これが閉鎖された中で、政府の御都合がいいというまたと語弊がありまけれども、委嘱をしまして、そうしてこういう結論をちよだいしましたという半紙一枚の結論だけで、だれ先生が何とおっしゃったかという審議の経過、内容は一切発表できませんで済まされるわけではないと私は思ひます。いわんや議會でこれを要求するという発言が幾つかの政党からなされているのですから、だめですからだめですぐらいのことでは、見せない、聞かせない、教えない、非公開三原則みたいな、三木内閣か何か言ったみたいな話どこまでも通るものではないと。そういう意味では、私は何も速記録を全部リコーして国民に配れとは言いませんよ。しかし、けさほど理事會の中でいろいろ議

論のあったところだけれども、国民の前に開かれた、いわんや国会の前に開かれた、委員の諸先生が苦勞して結論を得られました経過や思想をわかっていただくという姿勢が必要ではないか、私はこう思うのですが、いかがなものですか。原則論として申し上げてゐるのです。

○目黒政府委員 この点につきましては、前回の当委員会におきまして先生からも大変厳しく御指摘をいただいたところでございます。また、先ほど来の繰り返しになってしまいうわけでもございませんけれども、私どもこの審議会の中では、特に今回のように替否兩論が分かれている、いろいろな真つ向反対の御意見が世間の中にも非常にあるようなもの、そういうものを議論をしていただいているわけでございます。またこれはこのような対決的なと申しましょうか、このような非常に意見の相対立したような案件のみならず、そのほかの案件も含めまして、だれ先生がどのようなことを言ったとか、あるいは一番大事なのは、やはり審

議の経過の中で、最初Aと言っておた、最初一つの判断をなさっておた方々もその議論のうちに次第にまた意見が変わってくるということも、これはよくあることでございます。この点につきましても、前回当審議会におきましていろいろ出たのでございますけれども、そのときにも部会長の方からそれに対する御意見ということでお話があったことがあるのでございますが、それを御披露いたしますと、やはりいろいろな異なった意見がだんだんだんだんと議論をしていくうちに当初とは変わってくる、そして次第に全体として一致した形へだんだんと動いていく、こういうのが多くの場合の審議の中の実態でございます。これは先生よく御承知のこととございまして、そういう中でだれがどのような意見を言い、どのようなことになっていったかということよりも、むしろ最後の意見、最後の総体としてまとまった意見というのが最も大事である、こういうようなことが一つございます。

そのほかに、前回御説明いたしましたように、

やはり審議をあるいは議論を公正かつ自由に保つ
ということ、これはやはり必要なことでございま
して、それぞれの先生方が個別的に個人的ないろ
いろな形での意見具申、あるいは庄力かどうかわ
かりませんが、賛否両論の御意見があらうかと思
いますけれども、そういうものを含めた御意見と
いうものもこの審議会場外でお受けになることも
あらうかと思います。

そのうなものをすべて踏まえまして、やはりまた、かつ先般申し上げましたような審議会として一つの方針というところで、長くは申しませんが、まとめた、こういう経緯もございまして、これらのことを総合いたしました、原則として個々の委員がどのような御発言をされたのかについて、やはり私どもの方としては申し上げることもできないわけでございますし、議事録の公開という点についてできないのでございまして、この点御理解を賜りたい、このように思っている次第でございます。

○滝沢委員　ありがとうございます。

今のお話を聞いて、私は中公審の先生方に心から敬意を表しますよ。というのは、私は国会にいて本当にばかなことをやっている国会だと思ふのは、会期何百日なんて決めますよね。だけど、こう一つの法案が提案されようということになるでしょう。賛成のものは何百日たつても賛成、反対のものは最初からもう反対。それは幾ら会議をやつても演説をしても変わらないんですよ。これは学者先生だけあって、こうやったが、三日目には、どうもおれの考えはおかしいのかな、四日目には、なるほどそつちがもつともだなと変わリなさるといふのだから、私は本当に心から敬意を表しますよ。

私はいつか、国会で演説をするとき、ノー原稿で適当にこういうようにやるものだから党内にいろいろありまして、もつとまじめにやれ。それは、まじめにおれが汗を流して、君たちのように汗をふつふつ流しながら演説をして、原稿を、ございますをありますとも読まないでまじめに読んで

で、それで賛成の党が反対になったり反対の党が賛成になったりするならおれもやるよ。だけれども、決まっちゃっているのでしょう。だから、今の日本の国会なんていうのは、自民党から一人、社会党から一人、各党から一人出て、はい自民党三百八賛成、はい共産党何ぼ反対、株主総会と同じですよ。やつても同じなんだ。だから私は今の国会を軽べつするのだけれども、そういう意味では私は中公審の先生方に心から敬意を表するわけで、お伝えください。

それはどの学者の意見を、そういう科学的な良心的な意見をどうして国民の皆さんにわかつていただくと思わないのですか。ところが、知らぬは何とかばかりなりというんですよ。これが出回ったらどうしますか。出回ったときだれが責任を負いますか。

私が言っているのは、防衛問題等の国家機密を言っているのじゃないのです。本当に、こういう国民のみんなが知っていたがる、そして外国に知らせてたてちつとも安全保障上の問題なんか無い、こういう会議をなぜ公開できないかと言っている。しかし、その会議録のようなものが世間にあまねく出回ったらどうするのですか。おれが出したのじゃないから、おれの責任じゃないなんて、局長言うのですか。どうですか。

○加藤 鮎 政府委員 出回ったらということでご
ざいますが、そのようなことが……（滝沢委員）「あ
り得ないですか」と呼ぶ）いいえ、それはあり得
ないかどうかは、ちょっと私ではお答え切れない
わけですが、そういうことがあつてはな
らないという職務をしておるところでござい
ますので、それ以上出回ったらどうするかとい
うのは、もうそれはそのときの状況において最も適
切な対応をとるしかしようがございませんけれど
も、ちょっと答えにならないような答えてござい
ますが……。

○滝沢委員 同じあれでも少しあなたの方が頭がいいんだよね。しかし、どこかの女学生が妊娠したような話で、あるまじきことがあることがある

のですよ。

このことを決定的に最後に決めた審議会はいつでしたか、あれは。

○目黒政府委員 六十一年の十月三十日でございます。

○滝沢委員 時間がなくなりますから、私も早くしますからあなたの方でも早くお願いします。

そのときの会議録は何ページですか。わかりませんか。

○目黒政府委員　ちよつと私、議事録のことについては、何ページというようなことは記憶してないのでございます。

○滝沢委員 それは四十九ページです。そして、最後のページは十七行書いて、余白がなお八行残っているのだよね。そして最後に会長談話をどう発表するかということを議論していらっしゃっ

て、私はお会いしたことはどっちもないから大した義理もないからいいのですけれども、渡辺委員という先生が、この談話の発表、これはだれに對してやるのですかね。こんなのは当たり前前の話だ。そうしたら会長さんが、社会に向かつてです。これもおかしいけれども、諮問を受けたところへ発表するなんて。何も社会に向かうはずはないのだ。これは新聞記者の話だ。そうしたら渡辺先生が、記者会見はするのですかしいのですかみたいな話ですね。そうしたら会長が、いや、大臣に向かつて出すのです。やはり会長の方が少し頭がいいよね。そして結局は、渡辺先生は、それは文書ですか言葉ですかと、こうおっしゃっているのです。会長は文書でしなすというようなことを言っているのですよ。

その日の會議に拍手が何回出たか知っていますか。

○目黒政府委員　私もその会議に、終始最後の総会のときには出ておりましたけれども、残念ながら拍手その他、私も一生懸命夢中でございましたので、ちょっとそのようなことについては記憶をしないのでございます。

○滝沢委員　そうした委員は、職務上知りたる何とかの何とかというのがありますよね。その守秘

義務がありますか。

○目黒政府委員 正確なことはちょっと今手元にごさいませんが、検討してみないと私正確なことは申し上げられないのでごさいますが、たしか私の記憶では、守秘義務はあろうというふうに、当然委嘱されておるのでごさいますので準公務員ということで、というふうに私は記憶を、そのようなことではなからうかと思っておるのでごさいます。

○滝沢委員 私たち政界なんというのはおもしろいのだよ。選挙の候補者同士がごちゃごちゃしているときに、まして党内がもめているときなんか、きょうの会議は絶対秘密、今配った資料は会議が終わったときはみんな回収しますと言うのです。ところが、出てくると、新聞記者なんか、私みたいな人のいいのをつかまえて、どうだったんですかと言ふものだから、こつちも人情にほだされて、つい一つ二つしゃべっているうちに、彼ら南無の人だから、びんびんとつないで、ちゃんと本場の会議録よりも正確な会議録があしたの新聞に出てくるのだね。それと同じで、いいですか、六十年十月三十日の会議録は私が暗唱するほど読んでいますから、表紙が何行に書かれて、一番最後に終わりと書いてある。どんな終わりですか。終了の終、了、おわり、おわり、どうですか。○目黒政府委員 いずれにいたしましても、私、ちょっと現在記憶していないのでごさいます。

○滝沢委員 ちょっと棒を引つ張って、終了の了です。そしてまた棒を引つ張って、棒だか線だかの長さだけはそのとき物差しを持たなかったからしかっておかないけれども、内容は暗唱するほど読んでいますよ。だから私は言っているのです。そんな非公開でございまして言ったって、それはあまねく知れ渡るのですから。しかし局長たる私が発表したのではありません、これでしよう。そんなことで勤めておる者を役人根性というのですよ。国民に理解していただきたいという姿勢を私は問うているのです。別に会議録の何ページにだれ先生がこう言ったのはけしからぬな

んて言っているわけではありませんよ。そしておっしゃるとおり、だんだん会議をしているうちに考えが変わる、これはいいことです。そのために会議はやるのでしよう。最初理解の少ない人に執行部がいろいろ説明したり、ディスカッションしているうちにみんなの考えがおのずからまとまるところにままとっていつて、最後に少数のな

りがあっても、大方ここにたどりついたというところには会議の意義があるのではしよう。私が暗唱するほどですから、患者の皆さんやその他関係ある方々はもともと夢に見るほど精通していらつしやるのじゃないですか。その上で公表しろとおっしゃっているのだから。そういうことなんですよ。世の中というのはそうなんです。これはここだけの話だけれども君にだけ言うんだからなんて言ったら、一番広がるんですよ。それが世の中でしょう。

そういうことですから、非公開でございまして、非公開でございましてから公開できません、そういうことこの繰返しで議会はごまかせない、こういうふうには私は申し上げていくわけで、決して中公衆だけをしかつておるのじゃありません。中曾根政治と言った中曾根さんに悪いかもしれませんと。戦後政治という言い方がどうか。自民党政権と言ったらまた自民党の先生方がいらつしやるからこれもちょっとなんです。今日の日本の行政のあり方に対して私は大きな警告を歴史に向かつて申し上げているつもりです。いずれこういうものは全部公開されるときがありますよ。そうしたときに、ああそれは二十年前に読んでおいたみたいな話でしよう。どうでしょう。私は何もこれをいつどこに出せ、出さぬという議論をしているのじゃありませんよ。こうした政治の理念、手法に

対して私は反省を求めているのです。長官、いかがですか。

○稲村国務大臣 長官という立場と政治家という立場というところで先生の御意見、なるほどと思つて先ほどから感心させられておりますが、彼らの行政の立場、公務員としての今の守秘義務とい

う立場を今理解もできるし、正直今いろいろと考へさせられて、勉強しなければならぬなと思つております。

○滝沢委員 いや、そのくらいの答弁をしなれば大臣になれませんよ。

しかしこれは、私は暗唱するほど読んだと言いますが、全部暗唱できるかどうかわかりませんが、大体の流れは頭の中に入っています。そして、残念ながらだれ先生がどうおっしゃったかぐらひのことはわかりません。もちろん、その先生方に私はお会いしたわけでもありません。しかし、それはどこに既に世に出回っているんですから、これはこの審議会だけではありませんけれども、閣議の席はかたい話でしようけれども、折に触れて大臣の方々と話し合つて、このようならはできる限り原則は公開する。その大原則を確立していただくことは、何もこの環境行政だけではないのか。教育にしろ地方自治にしろ必要なことではないのか。それが今日以後の政治理念というものであらう。それで今初めに国民は政治を信頼してくるのじゃありませんか、そのように私は考へまして、どうかひとつそういう精神に一日も早く切りかえていただきたいと思つておるのです。大臣、私はあなたのことを責めて言っているのじゃありませんよ。どうかひとつ意のあるところをくんでいただきまして、重ねて御意見を承りたいと思つてます。

○稲村国務大臣 先生の大変貴重な御意見をよく拝聴させていただきました。今後の参考にさせていただきます。い

いたしたいと心から思います。

○滝沢委員 最後にお願いがあります。お願いの質問なんておかしい話ですが、実は私は残念だと思つておる、日本は、何事につけそうなんだけれども、よく話せばわかるだらうし、わかつていただかなければならぬことがわからぬまま不毛の対立が多いんですね。ですからこの公害問題について、私は最初からあつた制度、公害というものにみんな片づけてしまつて、一緒くたにして

これを国が補償しようとか、あるいは企業がとにかく無差別、無差別という言葉はおかしいけれども、大差差別のある話だから、そして負担させようとかいうようなことではなくて、もっともっと細かに私害、私的責任を追及する姿勢であつた方がいいんだけれども、こういうふうになつてきたんだから、今度はいわば見直そう、しかしその見直しも要するに思い切つた割り切りなんです。だから、患者の皆さんがいらつと不安と不満を持っていらつしやるんじゃないですか。しかし既に認定された方々については補償を続けていただくというのですから、それそのものは御納得いただくかしりませんけれども、ボーダーラインのような方々で今も不安におののいていらつしやる方々に対して積極的に政府の立場を、考えを説明していただく。そして企業に向かつては厳しく、これは決して公害じゃない、なんてあなたたちの立場では言えないだらうけれども、これは皆さんの、企業の責任においてひとつきりいな国土づくり、健康な国民の生活を守るために協力していただかなければならぬということを思い切つてと強調していただいて、事の全きを期してちょうだいしたいと思つておるのですが、これをひとつ要望させていただきます。委員長、いろいろと御配慮がありとうございまして。長官以下皆さん、どうも御苦勞さまでした。どうもありがとうございます。

○林委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 前回議論いたしました、気管支ぜんそくの患者はこの十年間全国的に増加をしていますが、この増加率の問題でありますけれども、この増加率は、認定のぜんそく患者の増加率と同水準だという論議になつておる厚生省の調査の件であります。この厚生省の患者調査というのはもとと大気汚染の影響を調べるためのものではあります。病院などの医療施設の利用状況を調べる調査であります。だから、大気汚染のひどい地域、それからそうでない地域を分けて調べているわけでもありません。一年のうちの一日しか調べてい

ない。七月の第二水曜日に病院に来院した人を調べたものであります。だから、たまたまその日が全国的に寒かったりすると患者がふえてしまうかも知れない。病院の設備が拡充されていることによつて来る患者さんがふえるかも知れない。そういういろいろな要素が入るのは当然であります。ですから、単純に比較に使えるようなものではない、これはもう私のような素人でもそうだしというふうに思います。ですから、前回も指摘をしましたように、大体専門家は、これは有症率を調べるためにつくられた資料ではない、こういう資料を使うのは非常に問題である、おかしなというように指摘があるわけです。もし専門委員会に出されたら、こういう資料というのは恐らくまともなそういう対象にならないし、議論にもならないというところだったというふうに思うのです。

もう一度聞きますけれども、専門委員会、四十二回やられた会議のうち、一体いつこの資料が出されたんですか。その部分の会議録、これはあるはずだと思うのです、これを示していただきたいと思うのです。

○目黒政府委員 最初にちょっと、先生の御質問の前提でございます有症率をこの患者調査でもって議論をした、こういう御指摘でございますが、私が前回お答え申し上げ、あるいは中央公害対策審議会の答申の中にございますのは、この気管支ぜんそく等の認定患者の数がふえている、これはもう有症率でも何でもございませぬ、実数でございますが、この患者の数がふえているということをもつて、イコール大気汚染の影響によるというふうなことは言えない、因果関係はそれほどはっきりしてない、大気汚染だけで起こるものではなくて、その他の原因でも起こる、その一つの例示あるいは根拠として患者調査を使ったということでございます。

それから、第二点目の御指摘の件でございますが、専門委員会は議事録はとってないのでございませぬ。それから、環境保健部会で検討を行った点につ

きましては、答申において「被認定者の増加について」というところの項に記してあるのでございます。

それから、専門委員会において検討の際に、生方の念頭には、臨床の方々を含めて、小児ぜんそくといったようなことの増加あるいは気管支ぜんそくの増加ということについては当然医師の常識としてふえていくという認識はあるのでございませぬ。繰り返し申し上げますけれども、有症率の一つの根拠というところで御議論をいただいたという意味で申し上げたのではないのでございませぬ。したがって、あとは長くなりますから割愛をいたしますが、先回申し上げましたように、患者調査の結果自体は、認定患者の増加をもつて直ちに大気汚染の悪化と結びつくということではない、というのに使ったということ御理解をいただきたい、こう思っておりますのでございませぬ。

○岩佐委員 要するにこの調査は、公害の指定地域での患者さんはふえているけれども、全国的にもそういうぜんそくの患者さんがふえているから、だから公害の指定地域に特有のことではない、他の原因があるんだというふうなことでこの資料は使われているわけですね。

今言われたように、これはもうこの間も議論しているわけですね。保健部会ではこれは議論したでしょう、それは証拠があります。しかし、お医者さんとか疫学の関係の方とか、そういう方々が参加をしている専門委員会では議論をされたかどうか、これは非常に大きな問題なんです。要するに、全国的な調査によってぜんそくの患者さんがふえているということが指定地域の患者さんがふえていることを打ち消す、そういうような資料として使われている。指定地域を全面解除する、そのための論拠として大変大きなウエイトを担っているわけですね。

だから、専門委員会の専門家の方が、この厚生省の十年間の、どこかの病院あるいは診療所、全国的にもうどこかを調べているのだからわからない、しかもある一日ですとね、七月の第二水曜日とい

うようなある一日だけを調べている、これをもつてして患者が全国的にふえている——それはふえているかも知れないけれども、指定地域あるいは指定外の地域がどれだけ入っているかわからない、あるいはたまたま寒い日だったかも知れないし、どういう日だったかも知らないじゃないですかというところで、そういう数字をもとにして比較をするというのはおかしいと専門家自身が言っているわけですから、だから、では専門委員会のいつのどういう時点でこれが検討されたのか、どういう資料が出されたのか、本当に検討されたんですかというのを聞いていますね。この間は、検討したかどうかについて、検討したと思ひますというふうなあいまいな答えですから、それではいつの専門委員会で検討されたんですか、その出した資料を提示してください、こういうことを言っているのです、答えをそらさないで、その二点について、いつの専門委員会で議論をした——

してないなら、してないでいいのですよ。したなら、いつの専門委員会で議論をした、あれだけひとり歩きしている資料なんですから、それを明確にしてみたいのです。どういう資料を出したのか、その同じ資料を私たちに示してもらいたい、そのことを言っているわけです。

○目黒政府委員 これは二つの点があると思ひます。私がお答えをそらすという意味で申し上げているのではないのでございまして……(岩佐委員「出したか出さないかだけ、いつと、もう端的に答えてください、時間がありませんから」と呼ぶ)私が申し上げたいのは、専門委員会がすべてではない、専門委員会の専門委員会を含めた部会でも検討しているということを申し上げたいのでございませぬ。

○岩佐委員 答弁をそらさないで、ちゃんとやってください。

○目黒政府委員 それは二番目にお答えを申し上げます。最初的前提が一つあるわけでございます。(岩佐委員「そんな前提はもういいです」と呼ぶ)そ

れで、その専門委員会の中で、私ども、既存の認定患者の数というものについてはその都度、この三年間四十二回の中で必要に応じて資料として出していること、これはもう当然のこと、毎年のこととでございますし、出していること、毎年のこととでございますし、それについては私どもはつきりわかっているのでもございますけれども、それ以外のことについては私ども現在の時点ではわからないのでございませぬ。

○岩佐委員 要するに非常に重要な具体的な事実について当委員会、その専門委員会で資料が討議をされたかどうかということすらわからないし、言えない、こういう状況の中で指定地域を全面解除する、これはもう本当に許されないことなんでしょう。

この指定地域の全面解除というのは公害企業、財界の一貫した要求なんです。なぜ中公審が公害企業、財界の要求にこたえて指定地域全面解除の結論を出したか、その背景の一つには中公審の構成の不正さがあると思ひます。これは当委員会でもほかの委員も指摘をしているところでありませぬ。

中公審の環境保健部会二十四名の中にも、それから専門委員会十三名の中にも患者の代表や患者団体が推薦する学者は一人も入っていないのです。逆に公害企業、財界の代表は保健部会に経団連の岩村さん、鉄鋼連盟の小林さん、自動車産業の関係の代表の方、そして財界と関係の深い学者委員がたぐさん入っているわけです。これで公正な審議が行えるはずがないのです。

なぜ患者代表を入れないのですか、あるいは患者さんが推薦される学者委員を入れないのか、その点について伺いたいと思ひます。

○目黒政府委員 この件につきましては先般お答えをたびたび申し上げてきたところでございませぬ。当委員会においてもお答えをしたと思ひますが、繰り返しになりますが、この環境保健部会のメンバーの中には先ほど申し上げましたように専門委員会のメンバーも当然入っているわけござ

います。また、患者の認定や診療に直接当たっている方も入っているわけでございます。したがって、患者の皆様方の実情等は十分に審議の中に反映しているというふうに考えているのでございます。

○岩佐委員 大体、産業界は代表者そのものが入っているから、患者は、その患者を診ている人が入っている、これじゃ患者自身が入っていることにはならないわけですね。中公審の設置を定めた公害対策基本法の目的は、「公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護すること」にも、生活環境を保全することである。公害をなくし国民の健康を守る環境をつくるための審議会であり、企業の代表ばかり入って、患者、被害者の代表が入っていない、これは法の趣旨にも反します。実際に法の運用に支障が出るのは当たり前なことではないかと。

今回審議の対象になっている公健法は、四日市裁判などで加害企業集団の賠償責任が明確にされたことを踏まえてつくられたものです。財界と被害者との間の民事裁判における和解的解決を法制化したようなものだ、こういうふうにも言われています。だからこそ、裁判で言う原告、被告双方が対等、平等な立場に立つて初めて公正な審議が保障されると思います。それを加害企業の代表だけ審議会に加えて、そして運営をする。全く不正な運営で、これは世間的に通らない話だと思ふのです。まさに民主的な運営などとは言えない、そういうものになるのは当然だと思ふのです。なぜ患者の代表を入れないのですか。

○目黒政府委員 患者の皆様方の御意見につきましては、この部会でも直接患者の代表の方々に来ていただいて、先ほども申し上げましたようにいろいろな御意見あるいは御要望等について伺っているところでもあります。

○岩佐委員 患者の意見を聞いたとしても、それは参考程度じゃないですか。しかも回数はずか一回じゃないですか。このときには産業界からも同時に意見を聞いているのですよ。意見を聞いて

もらうだけというのと、審議会の場で委員としてちゃんと発言をする、こういう立場はこれはもう根本的に違うのです。そんなことはだれにだってわかるのじゃないですか。

さらに、当委員会でも繰り返し指摘してきていますけれども、答申は専門委員会でも検討もしていない資料を勝手に引用している、そういう疑いが非常に強い。さっきの十年間の患者のふえ、そういうのだってそうですね。文章をねじ曲げて解釈をする、これはもう既に多くの委員からもいろいろな形で指摘があったところでもあります。全く不可解な部分がたくさんあるのです。ところで、裁判だったら傍聴者もいる、記録も公表される。国会だって非公開なんですか。しかし、傍聴はされているし議事録は公開されています。何でその審議会の審議内容が非公開なのか。密室で一体何が行われているのか。加害企業はわかっていて、患者や国民だけが知らない、国会もわからない、こんなばかことがあるでしよう。公害患者はもちろん、国民の健康や命にかかわる重要な審議ですね。それを何で公に——この間の委員会でも指摘をされています。委員の方は公、そういう立場で審議会に参加をされているのです。そういう人たちがこそしなやかに審議をしなければならぬ、そんなのはおかしいです。結局患者の代表が入っていらすまい、あるいは国民や国会に知られたらまずい、そういう何かがあるからこんな結果になっているのじゃないか、そういうふうに疑わざるを得ないわけですね。患者の代表を当然審議会に加えるべきであります。

それから、公健法の重要な審議を、国権の最高の機関、国会で行っているのです。何度か何度も繰り返して、会議録のこの部分はどうか、資料が出ない、事実が明らかにされない、そういう中でこんな重要な法案を御審議いただきたい、私はそういうのは通らないと思うのです。こういう不正常な中で審議、私は質問しながら本心に

からの憤りを覚えるのです。ちゃんと必要な資料を出す必要がある、そのことを求めます。

○目黒政府委員 この公害健康被害補償制度の改正に伴いまして、先生から中公審の審議の状況あるいはその手順あるいはその結果としての報告内容等について御質疑と申しますか、御指摘がありますので、お答えをいたします。

まずその点につきましては、再々当委員会でもこれまでにお答え申し上げましたように、私ども審議会の中で、例えば専門委員会におきましても四十二回、それは膨大な資料をもとにいたしました審議をいたしたということでございます。また、専門委員会の中にもこの四十二回の審議の中でいろいろな意見があり、ある先生の意見が、先ほど申し上げましたようにいろいろ変わっていったということがあるのも事実でございます。しかしながら、いろいろなことがありながらも、総体として専門委員会報告という形でまとまって、そこで専門委員の先生方が了承したわけでございます。また、その専門委員会報告は、その次の環境保健部会におきまして十分、専門委員会の委員長からの報告を受け、しかもまた、その報告の作成に参加した四名の専門委員を含んで、この科学的な知見の妥当性も含めて一度またそこで議論をしていただいております。先生が御指摘のように、専門委員会だけで文章化したもの以外はずべてこれは疑義があるという御指摘については、私どもはそうには考えていないのでござい

ます。また、審議会の委員の先生もそのように考えておられないというふうに私も理解をしております。また、私も何も先生のこの御指摘に對して、真つ向反対の考え方というふうには受け取られるかもしれませんが、事実は今申し上げたとおりのことでございます。

また、議事録の公開の件でございますが、これは、この長い三年にわたる審議の中にはやはりいろいろな御意見が直接的な間接、あるいは報道機関あるいは雑誌等々を含めまして、先生方のお考え等についても個人的ないろいろな意見、非常

に強い意思表示というものが関係者の間から行われたことも事実でございます。また、審議会の中では三年有余の間にいろいろな意見も変わってまいりました。いずれにいたしましても、総体として答申案に出しておりますようなこととしてまとめられたのでございます。

また、先ほど来申し上げました理由でもって、審議会の内部の、どの先生がどのようにしているかにつきましては意見を述べざるを差し控えていただきたというところでございます。前回、先ほどこの点については御返事申し上げたとおりでございますので、どうぞその点御理解を賜りたい、このように思っておりますのでござい

ます。

○岩佐委員 大体都合のいい資料しか出さない、都合の悪い資料を出さない、これは非常に問題だと思ふのです。

委員長にもお願いをしておきたいと思ふます。当委員会として私どもが再三要求している資料について、全部、膨大なものを、先ほども漁沢委員が言われました、全国民一人一人に配れなんて言っているわけじゃないのです。この審議会の、この委員会の質疑に必要な資料を出してほしいというのを言っているわけですので、ぜひ当委員会として資料提供を促進するように委員長にもお取り計らいいただきますように強く要望を申し上げます。

今の答弁から私が思うのは、結局環境庁のやり方は中公審を隠れみのにして都合のいいように法改正を進める、それ以外の何物でもないと思ふのです。中公審の委員の中には答申に反対の委員もいます。あるいは環境保健部会でも何人かの反対の委員がいるのです。質問も出ているのです。あるいは、御異論がありました、こうなっているわけですね。そういう反対者の意見というのは封殺をされている。例えば答申も結局最後に会長の談話という形で、反対論もありましたというふうになつていきますけれども、普通答申では、両論併記する、こういう答申だつてあるのです。

生産者、消費者、中立委員、学者委員などで構成されている米価審議会、この場合には両論併記なすね。反対意見だつてちゃんと答申に併記されるのです。ところが、中公審はどういうわけかこれが両論併記もされない。委員の中からは、ちゃんと反対意見があったことを併記してほしいという要求があるのです。それにもかかわらずこういうことが行われない。これは中公審が構成が不正だからこんな非民主的な運営がまかり通っている、そういうこと以外の何物でもないと思うのです。

しかも、その答申が出る十月三十日以前に環境庁は財界の代表と何回か会って、指定地域解除を前提として、基金の額についてあれこれ相談をしています。これこそ中公審ないがしろ、形骸化、環境庁の意のままの機関、そういう以外の何物でもないと思うのです。こういう非民主的なやり方、これはもう本心に許されません。結局環境庁が、目的、一つの結論を持って、中公審を利用してこういう結論を出したというところで、こうした公健法の改悪は絶対に認められません。これは直ちに撤回をすべきだ。こんなあいまいな形で、何かわけのわからない中で強引に解除に持っていく、これは絶対に認められません。

○目黒政府委員 先生の御指摘でございますが、先ほどお答え申し上げましたように、この審議会の答申、先生おっしゃるとおり、これは会長の談話にもございますように、いろいろな意見があったわけでございます。また、この種の審議会といまして、すべての審議会がそうでございますが、いろいろな意見があるのは当然でございます。しかしながら、繰り返しお答え申し上げますけれども、このようにいろいろな御意見のある中で、審議会の総意として、このような形で出すというところについては総意としてまとめたわけなのでございます。

また、構成云々について先生の御指摘でございますけれども、先ほど来申し上げているものと同時に、私も、この審議会のメンバーと申しますものは我が国の公害あるいはこの種のものに対する最高の権威者を集めておるのでございます。このような方々からの見識ある御審議の結果ということで受けとめているので、御理解を賜りたいと思うのでございます。

また、基金の問題についてでございますが、この基金の問題について制度を見直してまいります検討過程の中で、各方面の関係者、患者の団体の方々を含め、あるいは財界の方々を含め、いろいろな方々からいろいろな意向を賜り、あるいは御要望を賜り、あるいは意向を打診して審議の参考にしていくということとは通常行われているものなのでございます。しかし、今回の中公審の答申においては、その骨子が定まらない段階で関係者と合意をいたしましたなどということはないのでございます。

○岩佐委員 しかし、現実には中公審の答申が出る前に、環境庁は財界といろいろ四百億だとか五百億だとか、そういう話をしている。しかも、指定解除を前提にしてそういう話し合いをする。これらがいろいろの出版物、例えば「エネルギーと環境」あるいは一般の新聞だとかそういうところで報道されている。これは本心に許しがたい事態だ。結局中公審の答申をリードしていく役割を果たしているんじゃないか。

それで、大臣に今までの問題で端的にお伺いしたいと思うのですが、中公審の構成の不正、やり方が非民主的である、これは患者の代表を入れていないことに非常に大きな問題があると思うのです。大臣としてこの点についてどうお考えか、御答弁いただきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 岩佐先生からの中公審は公正に考えられないという御意見はこの前のときも聞き、またきょう強調されておりますが、公害対策に関する学識経験者によって構成されておる、私はそういうふうに着目して、これまで公害対策に関する基本的または重要な事項を調査、御審議していただいている、そういうことで、これまで中公審の運営も公平になされておるものと私は信じております。また、今後も公正な御審議がいただけるもの、こう信じております。

○岩佐委員 学識経験者以外に産業界の代表は入っていないのです。さつき申し上げたように経団連の岩村さん、鉄鋼連の小林さん、自動車産業界の代表、そういう人たちは入っています。しかし、一方の患者さんが入っていないですね。その点についてどうですかということ伺っているのです。

○稲村国務大臣 私は、目黒部長の答弁を聞いておりまして、患者さんと直接接点を持つ医学者も入っておりますので、これで十分御理解いただけたらと思います。

○岩佐委員 大臣、そういうことでは全く誠意がないですね。産業界の意見をいろいろ知っている人が学識経験者で入っていれば、では、産業界だつて入る必要ないじゃないですか。この議論ばかりでやっていると時間を食いますので次に移りますけれども、本心に誠意がないということをつくづく痛感をして、このことについては厳重に抗議をしたいと思ひます。

次に、答申の内容について少し伺いたいと思ひます。

十一ページで指定地域についての考え方として「① 人口集団に対する大気汚染の影響の程度を定量的に判断でき、② その上で、その影響が、個々の地域について、地域の患者をすべて大気汚染によるものとみなすことに合理性があると考えられる程度にあること、これは前からいろいろ議論になってきているところですが、定量的に判断できる、そういうことでありますけれども、同じ

ページの下の方に「疾病に対するすべての要因のうち、大気汚染による影響が過半となつていゝる」という記述があります。つまり、大気汚染以外にたばことか気候風土とか遺伝的体質だとか職業だとかいろいろの要因があつて、その中で大気汚染が何%ぐらいの比重を占めるかを明らかにするということなんではないか。過半となつていゝるというのは、それらが大体半分ぐらい

そういうことの影響だということがはっきりしていることを示しているのでしょうか。

○目黒政府委員 この「人口集団に対する大気汚染の影響の程度を定量的に判断」し得る云々という文章、それからその下の「過半」云々、このことでございますが、前段の「影響の程度を定量的に判断でき」ということは、簡単に申し上げますと、疫学等の手段を使いまして一般に大気汚染物質が具体的にどの程度になれば地域の有症率がどのくらいになるかを示すことができるということの意味にしているのでございます。また、下段の方に「過半」云々というふうにあるわけでございますが、このことは、当時の昭和四十九年あるいは三十年代、四十年代の大気汚染が非常に激しい時代、急性症状を伴うような非常に激しいときには、それぞれの地域の住民の中で臨床的に見ても患者さんがどのくらい出るといふことがわかったのでございます。また、それを疫学的な調査で実証した場合に、仮に一定の地域でこの有症率というところで疫学的手段等を使つてみてもこれが使えるといったことで過半数になつていゝるという意味のことを申し上げているのでございます。

○岩佐委員 いろいろな原因がある中で大気汚染の占める割合が何%かをききさせるといふことがそもそも現在の科学の到達点で可能なんではないか。他にどういふ原因があるのかも、そのすべてについて説明されているわけでもないわけですね。この二要件というのとはもとと無理なことを求めている。

専門委員会の鈴木委員長自身が、ことしの二月五日に法廷での証言で、この二つの要件を満たすような病気があるかという問いに対して、これをお書きになった人に逆にそれを質問したい、事故以外にはあり得ない、そう答えています。さらに、現実を知らない人が頭の中で考えた文章であり医学的真理に反する文章だ、こう述べておられるわけですね。専門委員会の委員長がこのように批判しているこの二つの要件は全く非科学的なものであります。この点どうですか。

○目黒政府委員 鈴木先生の御発言、それから今の二つの条件は医学的に無理じゃないかということとでございますけれども、四十九年当時、臨床的にもS.O.を中心とする大気汚染が大きな影響を与えていたということははっきり実証されていたのでございます。これにつきましては、当時の四日市の病院あるいは四日市周辺の診療所等の臨床的な治験報告等もあつたわけでございます。そのような中で、有症率等をはかりました疫学的な手段でもってそれが可能であつたのでございませう。しかしながら、アンケートの方式を用います現在のATSあるいはB.M.R.C.にいたしましたも、疫学的な手法によりましては今のような有症率を云々することは今の大気汚染の状況ではできない、これが専門委員会報告の結論だつたわけでございます。

また、鈴木先生の御発言でございますが、先生が御指摘になつたようなことを鈴木先生が言及されたことについては私も聞いていますのでございますが、先ほどから何回も申し上げておりますように、鈴木先生は審議会のこの答申については総意として同じような考えを持っておられると私は考えておるのでございまして、またそれが専門委員会報告に反映されているのでございます。また、先生がおっしゃつたのはあくまでもこの制度自体が抱えております医学と制度、この二つの割り切りを行っているわけでございまして、これは先生も御承知のことと思いますが、割り切っているわけでございまして、この割り切つた点について、医学的なサイドから言えば、当然そのようなことは医学的だけでは非常に無理があるということはその委員会その他の中においても議論の上で、現状の大気のもとは有症率というものは使えないのだということをはつきりと結論として専門委員会の報告の中に明記されておるわけでございまして、それにとりまして、さらにまた鈴木先生の専門委員会報告に基づきます、先生とその御報告を部会あるいは作業小委員会等で直接長時間にわたつて伺つた上での結論でございます。

○岩佐委員 この間の裁判の判例は、例えば昭和四十七年の四日市判決では、大気汚染以外にも年齢、気象、遺伝因子、たばこなどの他の原因があることを認めておりませうけれども、これらのさまざまな原因の中で大気汚染がどれだけの割合を占めるかなどという定量化を試みていないわけですね。そして、大気汚染が人口集団に健康影響を与えていると認められさえすれば、その地域で生活していた個人々々についても大気汚染と病気の法的因果関係を認め、企業側の賠償責任を認めております。その後の昭和五十年の大阪国際空港建設訴訟判決でも、あるいは昭和五十六年の日本化工グループ労災判決でも、昭和六十一年の防接種東海地方訴訟判決でも、こういう判例でも同様の法的因果関係についての考え方をとっているわけですね。これは前回の委員会でも、四十九年当時の中公審の医療分科会が見解表明されましたそれと同じ考え方に立つておられるわけでありませう。六個グループや騒音あるいは予防接種についても、病気の他の諸原因との間の定量的比較ができなければ賠償責任は認めないというように厳しい条件を求めているわけですね。他の原因があつたとしてもそれは法的因果関係を否定する根拠にはならない、もし否定しようとするなら他の原因のみによつて病気が生じたということを証明する必要があるのだ、これが今までの判例の考え方だし、もともと中公審のこの法制度ができたとときの考え方であると思うのですが、この中公審の今度の二つの要件はこういう判例の流れにも逆行するものだと思うのです。いかがですか。

○目黒政府委員 これは二つの要素があるうかと思つておるのでございます。第一の点は、最初にも御説明申し上げましたけれども、当時の四日市の判決あるいは四日市市の状況は、具体的には、四日市の病院で患者さんが増える、それについてはそのときに大気汚染が非常に悪くなつていたというはつきりしたデータがあるわけでございまして、同時にそのころ、同じような疫学的手法を使つてみてもそれが定量的に

大体同じと考え得るというふうにそこをみなしたというところにあるわけでございませう。したがって、個々の問題、個々のものについてはとにかく、制度としてこれを私どもは割り切つたというところはこの制度が発足当初から抱えておられる一つの割り切りの問題があるわけでございませう。それで、この中公審におきましては、民事上の損害賠償にかかわります専門家の方々も入つておられます、この専門家の本当の損害賠償等にかかわります、この種の法的な面での御審議の結果でございます。そして、この専門委員会あるいは作業小委員会、さらには環境保健部会を含めましていろいろ資料等を使つて出たこの判断については妥当なもの、私もこのように考えておるのでございませう。

○岩佐委員 しかし現実、現在九千人の新規認定患者が発生している。認定されておられる方だけでそれだけおられるわけで、もっと多くの患者さんが発生しておられる。ところが、その発生しておられる方、過去においては因果関係があつたけれども、今の時点ではもう因果関係がない、それは資料が足りないから、新しく発生する患者さんについては因果関係があるとは言えないのだ、そういうぐあいに言うというのは、環境庁自身が例えばNO_xだとかそういう因果関係について資料を持たないからこれは新しい法制度になじまないのだというのであれば、まさに環境庁自身がやるべきことをやらないで指定地域を全面解除することになるのじゃありませんか。それで、東京都のきちんと出ている資料については、この委員会でも何回も議論されておりますけれども、専門委員会には中間報告しか出してない。最終報告まできちんとして、そこで十分議論をしてもらつてというふうな手続は踏んでいないのです。いわゆる疫学の専門家とかそういう方々がおられない保健部会のみこれは議論をしていくということになつていくじゃありませんか。そういう点では私は、環境庁の本当に割り切りだ、割り切りだというけれども、肝心なめの調査を

ちゃんとしないでおいて、それで因果関係がありませんからとばさつと切る、九千人の患者さんは一体どういふことが原因なのか、本当にみんな怒ると思うのです。今まで認定された方についてだつて、それはどういふふうになつていくのだというところに当然なるわけですから、やはり従来から言われている大気汚染と患者さんの発生がもうはつきり出ているというところがわかれば、その大気汚染と患者さんとの間の関係、それは患者さんが体が弱いとかいろいろなことがあるかもしれないけれども、大気汚染によつてそれは増悪をされているというところのプラスアルファになつていくわけですから、そのところははつきりと従来も議論をされてきていることであるし、法律的な割り切りで九千人の方を、新規の患者さんをばつさり切るような指定地域の解除というのは全く筋が通らない、環境庁、やるべきことをやらないじゃないですかというのを指摘せざるを得ないわけですが、いかがですか。

○目黒政府委員 環境庁といたしましては、先般来御質疑をいたしておりますように、この疫学調査、これは世界的にも非常に大規模な、二、三万あるいは十何万といったような二つの調査、それからレセプトの調査あるいは現在までに専門家の方々の中で集めることができた科学的な知見、そういうものをすべて集めた上での現在の時点での結論なのでございます。また環境庁としてもそのような資料を集める努力、あるいは実際に私どももそういう調査をいたしたのでございませう。そのような調査を基本といたしまして、もう何回も申し上げておりますので簡単に申し上げますけれども、結論のみ申し上げますが、動物実験あるいは疫学調査あるいはその暴露実験等を踏まえて総合的に、医学的に判断を行ったものでございませう。

○岩佐委員 環境庁が実施した疫学調査の問題ですけれども、前委員会でも指摘をしました。一つは、地域のとり方がまずい、これはもう申し上げました。もう一つは、対象者の年齢のとり方、幼児や高齢者など病気にかりやすい層を除外して

います。前回の答弁では小学生の親をとったから結果としてそうなったと言っているわけですが、そのような調査計画を立てれば結果がどうなるか、最初からわかっている話なんです。現在の認定患者を調べてみますと、五十歳以上が四割を占めています。幼児を含めると四五%になります。さらに六十年代の新規認定者で見ると、五十歳以上が二九・八%、幼児が二三・四%、合わせて五三%にもなるわけです。これだけ患者の発生率の高い世代を除外して調査をやった、それでは十分な結果が出ないのは当たり前なんです。わざとゆがめた調査をした、こう言われても仕方がないというふうに思います。

時間がありませんので、私はきょうのところは指摘をして結論を急ぎたいというふうに思いますけれども、こういうふうに毎年九千人以上の新しい認定患者が出ている、それが現実なんです。それなのに、大気汚染と患者との因果関係がはっきりしないから新規患者を全部ばっさり切り捨て、現に大気汚染による患者さんが発生しているのにそれらの人々を認めない、こういうふうな論理に持っていくとすると、今まで委員会が時間がないから少ししか指摘をすることができませんでしたが、それでも私は大変な無理があるというふうに指摘をすることができると思います。その無理が、一つは中公審の構成の不正、また検討資料が不十分である。専門委員会の先生方に、イソップ物語ではないけれども、ツルにお皿で料理を出すようなそういう資料しか出さなかった、こういうような問題もあると思います。都合の悪い資料、議事録の非公開、そういうことも行われています。まさに、環境庁が乱暴な結論をまず出してすべてその結論に当てはめるためにいろいろ細工をしている、これが実態だと思うのです。私はそうでないというふうな納得のいく答弁が何回やっても得られないのです。本心に許せないと思います。委員長に先ほど必要資料を環境庁から提出する手だてをとっていただくように要求しましたけれども、こういう状況というの

は本心に許せません。

きょうは私の地元の首都圏中央連絡道が通ります裏高尾からも住民の方々が来られています。今東京では、この間の委員会でも指摘しました外環道路あるいは首都圏中央連絡道、そして湾岸道路、たくさん道路がつくられようとしているわけでありすけれども、その一方でNO₂の達成率が五十三年の緩和された達成率を守られていない、達成率が二〇%以下だという状況にあります。こういう状況の中できょうは、本心に患者の皆さんと一緒にこれから私たちの環境は一体どうなるのかということ、そういう住民の方や、あるいは十三年間NO₂を測定してこられた消費者団体、婦人団体、そういう方々も傍聴に来ておられるわけでありすけれども、こういう状況の中でこのような公害をさらに野放しをする公健法の改悪法案、絶対に認められませんか、これは撤回をすべきである、そのことを本心に心から訴えまして、私のきょうの質問を終わらせていただきます。

○林委員長 岩佐委員に申し上げますが、資料要求の今の件につきましては、けさの理事会でお話ししましたので、その線をもって進めていきたいと思っております。

次回は、明二十二日土曜日午前九時五十分理事会、十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十九分散会

昭和六十二年八月三十一日印刷

昭和六十二年九月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局